

点検評価ポートフォリオ 長岡造形大学

2022 年 5 月

はじめに

本学は1994年に長岡市が新潟県の支援を得てデザイン専門の大学として「公設民営方式」により設立された。建学の理念を「造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」とし、新しい時代におけるデザインの実践的教育研究の場としてその役割を担うことを目的に、産業デザイン学科、環境デザイン学科の1学部2学科体制でスタートした。新潟県中越地域の長岡市に位置し、市内を貫流する信濃川に隣接したキャンパスは、緑豊かな美しい景観の敷地に、校舎、樹木、設備、什器に至るまで全てがデザインの教材になる様に整備されている。また、近隣には県立美術館、芸術文化ホール、産業交流会館などの文化施設やモール型ショッピングセンター、シネマコンプレックス等が点在し、学生が快適に生活できる環境が整っている。

開学当初は入学定員の約9.6倍にのぼる1,929人の志願者があったが、その後は減少傾向が続き、2005年以降、学科名称の変更、学科再編、カリキュラムの変更、定員の増加などの経営・教学双方の基盤強化を図り、2009年にはプロダクトデザイン学科、視覚デザイン学科、美術・工芸学科、建築・環境デザイン学科の4学科からなる現行の学部学科体制となった。しかし、18歳以下人口の減少などにより志願者の減少を留めるには至らず、2010年には志願倍率が約1倍となった。このような環境の変化に対応し、将来にわたって時代の要請と地域の期待に応えていくためにも、抜本的な大学改革に取り組むことが必要と判断し、「教育研究力」「地域貢献力」「経営力」の強化を柱とした大学改革プランを取りまとめるとともに、これをもって本学の公立大学法人化を長岡市に要望した。長岡市はこれを受け、有識者による「長岡造形大学公立大学法人化検討委員会」

を設置して、大学の改革プラン及び公立大学法人化について検討を重ね、結果、大学は市民の大切な財産であることから、市とともに全力で大学改革に取り組み、今まで以上に地域の発展に寄与すべきとの結論に至り、公立大学としての新たなスタートを迎えることとなった。2014年の公立化以降、志願倍率は4.5倍から5.7倍で推移し、北海道から沖縄県まで全国規模で学生が集う大学となった。

本学における自己点検・評価は公益財団法人大学基準協会の認証評価を2002年度、2008年度、2015年度の3回に渡り受審し、同協会が作成した大学基準に「適合」しているとの認定を受けており、点検評価報告書は大学ウェブサイトで公開している。今回で4回目を迎える自己点検・評価は新たに「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」の認証評価を受審することとした。各学科、研究科、諸組織からの自己点検・評価を基にして、大学認証評価専門部会において「点検評価ポートフォリオ」を取りまとめ、教授会、常任理事会での検討を踏まえて審議機関である教育研究審議会及び経営審議会、理事会で審議したうえで最終決定を行った。

本学ではデザインを取り巻く環境の変化に対応し、2023年度からプロダクトデザイン学科と視覚デザイン学科を一つにして、デザインの多様化に対応するとともに、デジタルテクノロジーを活かしたデザイン教育への対応を強化した「デザイン学科」を設置し、美術・工芸学科、建築・環境デザイン学科とあわせた3学科体制とすることが決定している。それに伴うカリキュラム、施設・設備、組織等の検討も進んでいる。この認証評価結果を新体制に活かすとともに、今後も継続的に自己点検・評価を実施し、大学の質の改善に取り組んでいきたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「授業評価アンケートによる教育水準の維持、質の向上への取組み」	37
取組み2 「学生生活実態調査に基づく学生生活環境改善の取組み」	38
取組み3 「新入生へのアンケート・ヒアリングを通じた導入教育の改善や適切な学生募集の取組み」	39
取組み4 「卒業生進路決定状況分析とFDによるキャリア教育水準向上の取組み」	40
取組み5 「研究活動の充実と競争的外部資金獲得推進のための取組み」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「地域の様々な課題に取り組む実践的な教育」	45
取組み2 「長岡芸術工事中の取組みについて」	46
取組み3 「市民工房・こどもものづくり大学校」	47
取組み4 「教育研究と地域貢献の視点で研究成果の還元と新たな価値を創出する「地域協創センター」	48
取組み5 「基礎的造形力の向上と専門研究の礎とする「基礎造形実習」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

長岡造形大学

(2) 所在地

新潟県長岡市千秋4丁目197番地

(3) 学部等の構成

学 部 : 造形学部

研 究 科 : 造形研究科 (修士課程、博士 (後期) 課程)

その他の組織 : 地域協創センター、文化振興センター、キャリアデザインセンター、附属図書館、事務局

(4) 学生数及び教職員数 (2022年5月1日現在)

学生 : 学部1, 055名、大学院40名

教員 : 50名

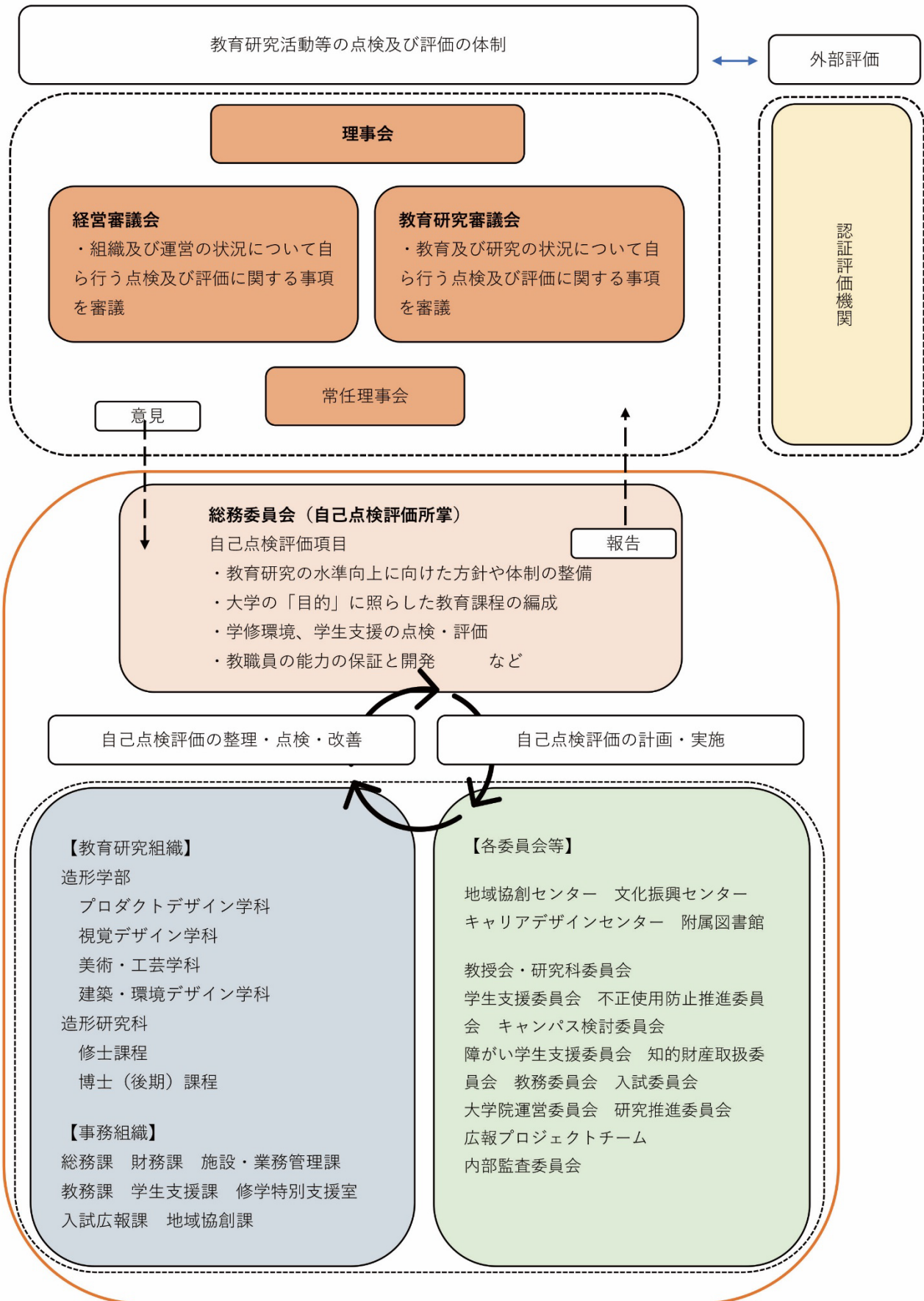
職員 : 31名

(5) 理念と特徴

「造形を通して真の人的豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」ことを建学の理念に、人と社会の抱える問題の本質を発見し、モノに限らずコトの創出までを計画・実践するデザイン力を獲得することで、時代が求める新たな「価値」と「創造」を地域社会に還元できる人材の育成に取り組んでいる。

地域社会とともに進化するデザインの大学として、地域の問題発見と課題解決を目的とする地域連携系授業や、地域協創センターの設置による共同研究、講師派遣等を行っている。また、社会人対象の造形講座「市民工房」、市民向け公開講座、小学生向け「こどもものづくり大学校」を提供しており、更に新たな価値創造を目的に長岡市内4大学1高専の大学間連携に加え、長岡市、産業界とともに協創する [NaDeC BASE](#) を拠点に様々な活動実績を重ねている。

(7) 内部質保証体制図



大学の目的

・長岡造形大学学則

(目的)

第1条 長岡造形大学は、広く知識を授けるとともに、深く造形の理論と技能の教授研究を行い、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成し、もって地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に貢献することを目的とする。

・長岡造形大学大学院学則

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、新たな価値を創造するための卓越した能力を培い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(人材養成等教育研究上の目的)

第5条 前条に規定する課程における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程は、造形分野における研究能力及び専門性を要する職業等に必要新たな価値を創造するための能力を備えた人材を育成することを目的とする。
- (2) 博士（後期）課程は、造形分野に関する研究者として自立して研究活動を行う基礎作りを進め、優れた研究能力及び新たな価値を創造するための能力並びに基本となる豊かな学識を備えた有為な人材を育成することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 理念 本学はデザインを専門とする単科大学として、長岡市が新潟県の支援を得て設立した学校法人が運営する公設民営の私立大学として、1994年4月に開学した。2014年4月には地域が求める大学像を実現させるため、学校法人から公立大学法人へと設置者変更を行った。公立大学移行後も、私立大学時の建学の理念を踏襲し、建学の理念を「造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」と定めている。</p> <p>2) 目的 定款における目的及び建学の理念に基づき、学則では目的を「長岡造形大学は、広く知識を授けるとともに、深く造形の理論と技能の教授研究を行い、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成し、もって地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に貢献することを目的とする」と定めている。</p> <p>3) 学部・学科 大学設置認可申請において「人間に対する深い理解と洞察に基づいて「人と物」、「人と生活」、「人と都市」との関係を見つめ直し、造形的探究によってこれを追求し総合化することによって、新しい生活形態を創造することのできる人材を養成するために、造形学部を設置する」として、造形学部を設置している。</p> <p>デザインの在り方を「産業」及び「環境」という視点に立った理論的かつ実践的な教育研究を展開していくため、造形学部は産業デザイン学科、環境デザイン学科の2学科で構成するものとして、1994年にスタートした。開学当初は2学科であった造形学部は、学術の進展や地域の要望に鑑み、2009年4月には「プロダクト」、「視覚」、「美術・工芸」、「建築・環境」の4つの視点から教育研究を展開していくため、現在のプロダクトデザイン学科、視覚デザイン学科、美術・工芸学科、建築・環境デザイン学科の4学科で構成している。この4学科体制は、デザインの領域を網羅し、それぞれの分野における造形(デザイン)の力を教育する場であり、3つの教育目標である「社会人基礎力」、「構想力」、「造形力」を身につける組織となっており、この3つの能力を身につけることは建学の理念や学則に定める</p>	<p>目的に適合するものとする。</p> <p>また、これからのデザインに求められる領域はますます拡大・多様化し、様々な状況や予測不能な時代で柔軟に対応できる多種多様なデザイナーの育成が求められている。デザインにおける新しい領域の多くは従来からのデザイン分野の統合とテクノロジーの活用から生み出されている。このような背景を踏まえ、これまで本学で築いてきた教育内容を土台とし、プロダクトデザインと視覚デザインにテクノロジー×デザインを加え、これらの領域を統合した新たな学科を2023年度に造形学部の新設する予定としている。</p> <p>4) 収容定員 収容定員は学則第3条に学科毎に定めており、それぞれ充足している。また収容定員に対する在籍者数も適切である。</p> <p>表:学部の入学状況、学生数等(2022年5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="774 913 1399 1193"> <thead> <tr> <th>造形学部</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>在籍者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロダクトデザイン学科</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>140</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>視覚デザイン学科</td> <td>110</td> <td>125</td> <td>440</td> <td>509</td> </tr> <tr> <td>美術・工芸学科</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>140</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>建築・環境デザイン学科</td> <td>50</td> <td>52</td> <td>200</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>230</td> <td>254</td> <td>920</td> <td>1,055</td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 大学等の名称 大学・学部等の名称は、各学部・学科等の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	造形学部	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	プロダクトデザイン学科	35	38	140	153	視覚デザイン学科	110	125	440	509	美術・工芸学科	35	39	140	162	建築・環境デザイン学科	50	52	200	231	合計	230	254	920	1,055
造形学部	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数																											
プロダクトデザイン学科	35	38	140	153																											
視覚デザイン学科	110	125	440	509																											
美術・工芸学科	35	39	140	162																											
建築・環境デザイン学科	50	52	200	231																											
合計	230	254	920	1,055																											
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																														
優れた点	デザインに求められる多様化した要望に対し、時代に合わせて適切な学科改編を行うための取り組み																														
改善を要する点																															

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	・ 長岡造形大学学則 第1条（目的）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（同上）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	・ 長岡造形大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員） ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教員組織及び教員の数
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	（該当しない）
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・ 長岡造形大学学則 第3条（学部、学科及び学生定員） ・ 長岡造形大学ウェブサイト 学生データ ・ 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 長岡造形大学学則 第1条（目的） 第3条（学部、学科及び学生定員）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 定款における目的及び建学の理念に基づき、大学院学則では目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、新たな価値を創造するための卓越した能力を培い、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。</p> <p>2) 研究科・専攻 本大学院における教育研究組織は、各研究領域におけるデザイン理論の深化、実践的技法の高度化を実現するとともに、新たな時代の社会的要請に即応しうるデザインの各領域を束ねる総合的なデザイン学の確立を図るため、単一の専攻として、造形専攻以下に修士課程、博士(後期)課程を設置している。</p> <p>本大学院はデザインを自然科学、人文科学、社会科学を包含する総合科学として認識し、各専門研究領域におけるデザイン理論の深化と総合的なデザイン技法の高度化を目指すとともに、デザインの各領域を包含し、融合を図りながら、デザイン領域全体をコーディネートする能力の修得を目指すことにより、新たな社会変革に対応する幅広い知識と技術を兼ね備えた創造力豊かな指導的実務者の養成と、将来的に研究者として自立できる人材養成のための基礎づくりを行うため、修士課程を設置している。</p> <p>また、広い視野でデザイン領域全体をコーディネートする実務的、理論的方法の研究活動を行い、新たな社会変革に対応する幅広い知識と技術を兼ね備えた研究者として自立できる創造性豊かな人材育成を行うため、博士(後期)課程を設置している。</p> <p>2018年4月からは、大学院設置時の理念や目的を踏襲しつつ、理論と実践の両面において自らの専門分野の深奥をきわめるとともに、総合的な視野に立ちデザインを捉え、新たな価値を創造するための能力を修得し、未来にわたり広く社会で活躍・貢献できる人材を養成することをコンセプトとする新しい大学院である、「未来創造型実践大学院」をスタートさせた。</p> <p>未来創造型実践大学院は、社会の動向に即応した講義・演習科目により各領域の高い専門性と新たな価値の創造に向けた能力の養成に力点を置きカリキュラム編成としている。当該カリキュラムでは、実プロジェクトを通して問題発見・解決を実践するPBL型演習科目、将来のキャリアパスに視野を広げ、社</p>	<p>会に適応し自ら開拓できる力を身につけるソーシャルスキル科目を設置し、デザインにより新たな未来の創造に寄与することを目指している。また、ものごとの仕組みやシステムをも対象とするイノベーションデザイン領域を修士課程に新たに設け、時代が求めるイノベーターの養成に挑戦している。さらに、大学院修士課程と学部の接続性を高め、意欲のある学生の進学につなげるための「3 on 3制度」の導入や研究における論述表現の強化、それに基づく学位取得のための要件の明確化などを図り、大学院の高度化を通して大学全体の底上げにつながることを目指している。</p> <p>本大学院は自らの専門分野及びデザイン全体における知識・技能を実践的に身につける場としており、長岡造形大学大学院学則に規定する目的に合致し、建学の理念にもつながるものと考え。</p> <p>3) 収容定員 収容定員は大学院学則第4条に定めている。2018年度にスタートした未来創造型実践大学院をはじめとした大学院改革により、収容定員充足率は増加している。</p> <p>表: 研究科の入学状況、学生数等(2022年5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="774 1097 1396 1321"> <thead> <tr> <th>造形研究科</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>在籍者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士課程</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>博士(後期)課程</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>39</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 研究科等の名称 研究科等の名称は、研究科・専攻等の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	造形研究科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	修士課程	15	12	30	32	博士(後期)課程	3	3	9	8	合計	18	15	39	40
造形研究科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数																	
修士課程	15	12	30	32																	
博士(後期)課程	3	3	9	8																	
合計	18	15	39	40																	
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																				
優れた点	問題発見・解決を実践するPBL型演習科目などの実践的なプロジェクトを中心として、広く社会で活躍・貢献できる人材を養成することを目指した「未来創造型実践大学院」への取り組み																				
改善を要する点																					

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第2条(目的)
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第2条(目的) 第5条(人材養成等教育研究上の目的)
③	<p>第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員)
④	<p>第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員) 第5条(人材養成等教育研究上の目的) 第10条(修業年限)
⑤	<p>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	(同上)
⑥	<p>第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員) ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教員組織及び教員の数
⑦	<p>第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員)
⑧	<p>第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員) ・ 長岡造形大学ウェブサイト 学生データ 大学院について
⑨	<p>第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第4条(研究科、専攻、課程及び学生定員)

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

本学では、学則第12条に基づき教授会を設置している。教授会は、学部長、教授、准教授及び学長の指名するその他の職員をもって構成し、「学部学生の入学、卒業に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「学生の進級に関する事項」、「学部に係る教育課程の編成に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」及び「教育研究に関する重要な事項」について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

2) 教員組織

教員構成については、大学設置基準に基づく学部、学科定員に応じた専任教員の配置を基本とし、建学の理念、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び各学科の教育の特長を実現するために十分な教員組織を整備している。その編成にあたっては、各所属教員の担当専門分野、担当職務を明確にし、教育目標を達成できる教員配置としている。また、教員の年齢構成は30歳代が2名(4%)、40歳代が13名(26%)、50歳代が19名(38%)、60歳代が16名(32%)となっており、偏ることなくバランスよく配置している。

表:学部の専任教員数(2022年5月1日現在)

造形学部	教員の配置数		必要な教員数	
		教授数		教授数
プロダクトデザイン学科	9	6	5	3
視覚デザイン学科	16	8	8	4
美術・工芸学科	9	4	5	3
建築・環境デザイン学科	13	6	6	3
大学全体	—	—	13	7
合計	47	24	37	20

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、公立大学法人長岡造形大学定款に、学部、研究科の教育研究に係る事項は「学長を議長とする教育研究審議会」で審議するものと定め、また長岡造形大学学則に教授会及び研究科委員会は「学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」としており、学長権限及び教育研究に係る責任の所在を明確にしてい

る。学長は、教育研究審議会、教授会及び研究科委員会を通し教員の意見を十分に聞き入れ、また教員間の合意形成はこれらの審議により行われる。その他、各学科では、学科会議の開催や各種専門委員会の開催、審議を通じて組織運営の活性化を図っている。授業運営においても複数教員が担当する場合は幹事教員の配置や担当教員会議を通じて連携を高めている。

教育研究に係る最終的責任は学長が負うが、個別の授業運営の責任は各担当教員であり、学科内連携に関する責任は学科長に学部全体連携の責任は学部長にあり、カリキュラム編成、運営に関する責任は教務部長が負うものとしている。

教員の募集・採用・昇任等に関しては、長岡造形大学教員選考規程に基づき実施される。採用募集等の発議においては、総務委員会の議を経て、学長に申し出るものとしており、その後学長から理事長への申し出、経営審議会及び理事会において、採用募集等の決定を行う。採用募集等が決定した後、教員選考委員会を設置し、書類選考、面接選考を実施、採用候補者等の選定を行い、教授会の議を経て、学長に推薦する。学長は採用候補者等の教員資格を確認した上で、教育研究審議会の議を経て、候補者を決定し、理事長への報告を行う。このように理事長が採用者等を最終決定するまでのプロセスを明確にし、実施している。なお、募集・採用・昇任等について、基本的には中期目標に基づく中期計画に則して計画し、実施される。

以上の規程、手続きに則り、教員募集は広く人材を集めるため一般公募により行っている。公募の実施は大学ウェブサイトにも募集要項を掲載するほか、学会の公式サイトや科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)等専門分野関連サイトのネットワーク上で行っている。専門分野関連誌等の利用を行う場合もある。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	女性教員比率が少ない点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第12条（教授会） ・ 長岡造形大学教授会規程
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第3条～第8条（第2章 組織） ・ 長岡造形大学教員選考規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教員組織及び教員の数
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（シラバス） ・ 長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（履修ガイド）
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人長岡造形大学職員勤務規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教員組織及び教員の数 教員紹介
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教員組織及び教員の数 ・ 認証評価共通基礎データ

□ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 研究科委員会

本大学院では、大学院学則第7条に基づき研究科委員会を設置している。研究科委員会は、研究科長、大学院を担当する教授及び准教授並びに学長の指名するその他の職員をもって構成し、「大学院学生の入学、課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「学生の進級に関する事項」、「大学院に係る教育課程の編成に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」及び「教育研究に関する重要な事項」について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

2) 教員組織

修士課程の研究領域は学部の学科構成とのリンクを意識しているため、各研究領域内の教員は学部同様に連携体制がとれている。これにより学部と大学院との教育研究上の継続性も明確となっている。

博士（後期）課程は修士課程の全領域を基礎として一研究領域（造形理論）にまとめて設置されていることから、博士（後期）課程における指導教員は多様な専門分野の教員が配置されている。この体制は学生が入学時に指導教員及び関連教員の担当を決め連携をとることとなるが、研究進行により更に異なる専門教員が加わることも有り、その都度、指導教員が連携に心がけ円滑に研究指導を行うこととしている。

なお、本学の専任教員は一部の大学院専任教員を除き、大多数が学部の専任教員となっており、大学院については兼任教員として配置されている。これは、学部と研究科における一貫的な教育を念頭に置いた措置となっている。

表：大学院の専任教員数（2022年5月1日現在）

造形 研究科	教員の配置数			必要な教員数		
	研究指導 教員数	研究指 導補助 教員数	教授 数	研究指導 教員数	研究指 導補助 教員数	教授 数
博士（後 期）課程	6	5	11	5	4	3

大学院における教育研究に係る最終的な責任は学部同様学長にあるが、研究科全体連携の責任は研究科長にあり、カリキュラムの編成及び運営については教務部長の責任の下、各指導教員が責任を持って指導を行っている。

研究科における授業科目と担当教員との適合性は、カリキュラム作成の際、十分な検討を実施し、研究科委員会において承認する仕組みにより、その適合性の判断を行っている。

教員に求める能力、資質は基本的に学部と同様で長岡造形大学教員選考規程に基づき、教員の募集・採用・昇任等を実施している。加えて、大学院を担当する教員は専門領域の研究・論文指導力、学位審査者としての適性を十分備えた者となる。これらの能力、資質は、大学院担当の可否を決定するため、長岡造形大学教員選考規程に基づき実施される。大学院担当の決定においては、総務委員会の議を経て、学長に申し出るものとしており、その後学長から理事長への申し出、経営審議会及び理事会において、大学院担当選考の決定を行う。大学院担当選考が決定した後、教員選考委員会を設置し、教員選考委員会では候補者の教員資格審査を行い、研究科委員会の議を経て、学長に推薦する。学長は大学院担当候補者の教員資格を確認した上で、教育研究審議会の議を経て、候補者を決定し、理事長への報告を行う。このように理事長が採用者等を最終決定するまでのプロセスを明確にし、実施している。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

論述表現に対応した専任教員の配置

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 ・ 第5条（人材養成等教育研究上の目的） ・ 第6条（教員組織） ・ 第7条（研究科委員会） ・ 長岡造形大学教員選考規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト教員組織及び教員の教員紹介 ・ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	(同上)
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	(該当しない)

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者の選考</p> <p>入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシー及び学則第 18 条に基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜(前期・中期)、編入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験を実施している。総合型選抜の 1 次試験では、出願書類と学科毎に問題が設定される課題制作、そのプレゼンテーションの結果により判定し、2 次試験では面接と 1 次試験の結果を総合して判定する。学校推薦型選抜は提案書(文章と図・絵によって問題に対する解決策を提示するもの)、面接、出願書類による総合評価を行っている。一般選抜前期では大学入学共通テスト(以下、共通テスト)(2 科目)、出願書類、平面構成又は鉛筆描写による選抜 A と、共通テスト(4 科目)、出願書類、提案書による選抜 B があり、それぞれ総合点により決定している。一般選抜中期では美術・工芸学科を除く 3 学科では共通テスト(3 科目)と面接の総合点により決定し、美術・工芸学科ではより実技の能力を評価するために実技試験(デッサン又は立体造形)と共通テスト(2 科目)、面接の総合点で決定している。</p> <p>入学試験の実施方法、学生募集に関すること等については入試委員会、教授会で審議され、教育研究審議会を経て決定される。入学試験の実施に関しては試験ごとに学部長を本部長とする試験実施本部を設け、教職員を対象とした説明会の実施、詳細なマニュアルの作成などを行い業務内容の周知・運用を徹底している。合格者は入試委員会、教授会の審議を経て学長が決定している。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業など</p> <p>カリキュラム・ポリシー及び学則第 25 条に基づき「教養科目」と「専門教育科目」を体系的に配置している。全ての授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由選択科目に区分され、さらに専門教育科目は学部共通科目と学科共通科目に区分されている。履修年次、単位数及び履修条件などは科目ごとに定められ履修ガイド、シラバスに明記されている。4 年間の履修の流れと身に付けるべき力を分かりやすく表現した、カリキュラムフローを履修ガイドに記載している。教育課程の編成、授業の実施、進級に関すること等は教務委員会の議をもって、教授会で審議される。専門教育科目の配置は 1 年次にあらゆる創作活動に共通する基礎造形力を修得させるため、「基礎造形実習Ⅰ・Ⅱ」を必修科目とし、2 年次以降は所属学科による専門分野を横断的に学び、3 年次にはコースごとに</p>	<p>より細かな専門分野に分かれ、4 年次では専門分野の知識、技能をさらに高めながら卒業研究に取り組む様に配置している。このほか、2 年次以降には地域・社会や企業と連携し実践的なプロジェクトを行う「地域協創演習」をはじめ、「インターシップ」、「ボランティア実習」からなる地域・社会連携系科目の履修を必修としている。</p> <p>授業期間は、前期・後期に各 15 週間の授業期間と 1 週の補講期間を設けている。学則第 29 条に基づき、講義・演習に関しては 1 時限の授業 15 回をもって 2 単位、実習に関しては 1 時限の授業 15 回で 1 単位とし、授業科目 1 単位につき授業前後での学修を含めて 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。なお、履修登録できる単位数は各学期 24 単位の上限を設けているが、GPA 制度により GPA が 2.0 以上の学生は上限を 30 単位としている。さらに各年次への進級に際しては要件を設け、学科毎に指定された必修の演習・実習科目の単位修得をもって進級の要件としている。</p> <p>3) 成績評価・卒業認定など</p> <p>成績評価は、学則第 32 条及び履修規程で定められ、履修ガイド、ガイダンス等で学生に周知している。さらにシラバスにおいて科目毎に、達成目標、ディプロマ・ポリシーとの関連、具体的な成績評価基準を提示した上で、各教員が公正に評価している。成績評価の客観性・厳格性を担保するため成績評価に対する異議申し立て期間を設け、学生が教員に対して成績を確認する機会があり、具体的には、成績開示の原則 3 日以内に「成績評価の異議申し立て書」を提出し、受理した日から 2 週間以内に担当教員が文書で回答している。</p> <p>また、3 年次修了時点で自らの実力を確認し、就職や進学において必要な準備を進めるために「学修度チェック」を実施している。通算 GPA と TOEIC 公開テスト・IP テストのポイント、ポートフォリオ(作品及び論文集)を項目とし、基準を満たした学生は M0(エムゼロ)として認定され、意欲のある学生の進学につなげるための「3 on 3 制度」として 4 年次前期に大学院修士課程の基礎科目群の授業を受講することができる。</p> <p>卒業認定は、学則第 44 条及び履修規程に規定する卒業要件を満たす学生について教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が認定したうえで、学則第 45 条に基づき学士(造形)の学位を授与している。なお、学位授与にあたり、学生が獲得すべき成果はディプロマ・ポリシーに明示している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第18条（入学資格） 第19条（入学の出願） 第20条（入学者の選考） ・長岡造形大学入学者選抜規程 ・長岡造形大学ウェブサイト 大学入試概要一覧
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第25条（教育課程及び授業科目） ・長岡造形大学履修規程 ・長岡造形大学ウェブサイト 教育方針 カリキュラム（履修ガイド）
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	（同上）
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第28条（卒業単位数） 第29条（単位の計算方法）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第30条（1年間の授業期間）
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（履修ガイド）
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第25条（教育課程及び授業科目） ・長岡造形大学履修規程 第16条の2（多様なメディアを高度に利用して行う授業の方法） ・長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（履修ガイド） キャンパスマップ
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百四十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第32条（成績評価） ・長岡造形大学履修規程 第23条（学部における評点及び評価基準等） 第25条（卒業要件単位数） ・長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（シラバス）
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学学則 第31条（単位の授与）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学履修規程 第4条（履修制限）

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者の選考</p> <p>本大学院は修士課程に「プロダクトデザイン」、「視覚デザイン」、「美術・工芸」、「建築・環境デザイン」、「イノベーションデザイン」の研究領域を設け、博士(後期)課程は「造形理論」の1領域を配する。</p> <p>大学院における入学者の選考は、大学院学則第15条及び、研究科のアドミッション・ポリシーに基づき適切に実施され、入学定員は大学院学則第4条に修士課程1学年15名、博士(後期)課程1学年3名と規定されている。</p> <p>志願者は研究内容の齟齬を防ぐため、修士課程、博士(後期)課程とも出願に先立って、専門領域の近い教員との出願前の相談を入念に行い、担当予定となる教員による「研究内容相談受付書」の作成を義務付けている。</p> <p>選考に際しては複数の教員によって入試問題を作成し、加えて複数教員による面接官が、面接試験を実施する。合格者は入試委員会、研究科委員会の審議を経て学長が決定している。</p> <p>このように、本大学院入学者の選考は公正かつ妥当な方法により、適切な体制によって実施されている。</p> <p>なお、本学大学院修士課程では本学学部学生の卒業予定者に対して「3 on 3」入試、イノベーションデザイン領域については長岡市の協力のもと、「イノベーター育成プログラム(いのプロ)」を設け特徴的な受け入れを実施している。「イノベーター育成プログラム」で学ぶ学生は長岡市の会計年度任用職員を兼ねており、週の半分を当該地域における起業や地域に根差した活動に取り組む一方、残りの半分を本学大学院生としての研究を進めるものである。開設2年目であるものの、当該プログラムは2021年度グッドデザイン賞を受賞し、社会的な評価を既に受けている。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業など</p> <p>本大学院では、大学院学則第21条、「大学院の目的」、「教育の目的」、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラムポリシー)に基づいて授業科目を体系的に編成している。</p> <p>修士課程における授業科目は、「基礎科目群」「専門科目群」「プロジェクト科目群」「ソーシャルスキル科目群」「領域科目群」「特別研究」「インターンシップ科目」からなる。この内、1学年前期を2分してここに「基礎科目群」を集中的に配するのは、後の研究の基礎とする考え方である。また、「プロジェクト</p>	<p>科目群」「ソーシャルスキル科目群」に必修科目を設け、研究の社会的な意味を考える構成となっている。学位論文の作成などに関する指導では、論文審査及び最終試験などに関する要項に基づいて指導を実施している。修士課程及び博士(後期)課程とも、一年に一回中間発表を実施し、これには大学院を担当する全教員が参加して、質問やアドバイスなどを行う。</p> <p>博士(後期)課程においては、「特別プロジェクト研究演習」を必修とし、社会における研究の位置付けを考える構成としている。</p> <p>3) 授業及び研究指導など</p> <p>大学院の「教育方法」は大学院学則第20条により、「授業科目の授業及び研究指導によって行う」とあり、修士課程は「修士論文の作成又は特定の課題について研究の指導」、博士(後期)課程は「博士論文の作成指導」として研究指導をしている。なお、修士課程については「修士論文」「特定の課題についての研究」のいずれであっても、最低2万文字の論文を課している。</p> <p>また、本大学院においては大学院学則第27条により教育上、有効と認める場合は他の大学院の授業科目の履修、大学院学則第28条により他の大学院又は研究所における研究指導を認めている。</p> <p>4) 成績評価・修了認定など</p> <p>成績評価については、シラバスにおいて、各教科とも「学生に対する成績評価基準」が明示されている。</p> <p>また、大学院の教育目標、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「大学院履修ガイド」に明記され、入学時において大学院生に配付の上、周知している。</p> <p>加えて、研究科の「特色」を大学ウェブサイトなどにより広く公表している。</p> <p>5) 大学院における自己点検</p> <p>大学院では、大学院運営委員会により、大学院への入学、カリキュラム、運営上の問題、修士課程及び、博士(後期)課程における研究発表のあり方などについて検討を行い、改善に努めている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	地域に根差した活動と大学院生として研究を進める「イノベーター育成プログラム」の取り組み
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第13条（入学資格） 第14条（入学の出願） 第15条（入学者の選考） ・ 長岡造形大学入学者選抜規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 大学院入試概要
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第20条（教育方法） ・ 長岡造形大学履修規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 大学院の目的カリキュラム（シラバス） カリキュラム（履修ガイド）
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。</p>	（同上）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第20条（教育方法） 第27条（他の大学院における授業科目の履修） 第28条（他の大学院又は研究所等における研究指導）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつた際の基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学大学院学則 第26条（成績評価） ・ 長岡造形大学履修規程 第27条（大学院における評価点及び評価基準等） 第28条（修了要件単位数） ・ 長岡造形大学ウェブサイト 大学院の目的カリキュラム（シラバス） カリキュラム（履修ガイド）
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	（ 大学院設置基準第十三条 及び 第十四条の二 と同一）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)校地、校舎、施設、設備等</p> <p>大学設立時から「キャンパスまるごとデザインの教材」とする考えのもと、デザインの専門大学としてふさわしい学生の創造性を引き出す優れたデザインの校地校舎、施設設備を整備することに努めている。この教育研究活動の環境を維持するために、施設の長期的な修繕計画を策定することや、学生が授業や課外活動等において使用する機器等を計画的に整備し、学生の制作活動等を支援している。</p> <p>大学に必要な施設設備等を整備するために、キャンパス検討委員会を設置している。キャンパス検討委員会では大学校地や施設及び設備の整備に関しての調査・検討を行うこととしており、学長、学部長、研究科長、教務部長、学科長、総務課長、施設・業務管理課長、財務課長、教務課長、その他学長が指名する者にて構成し、事務は施設・業務管理課が所掌している。</p> <p>授業や制作活動等へのサポートとして、学内には売店を設置し、学生は学内において教科書や授業、制作で使用する道具及び用品を購入することができる。また、木材や金属を加工する機械を設置している工房や火気を常時使用する工房、カメラ等の機材を利用するスタジオには嘱託職員を配置し、安全管理や物品管理を行っている。授業や研究の合間には昼食や夕食などの休息をとれるよう学内にレストラン、学生ラウンジも設置している。</p> <p>課外活動のための設備としてはクラブハウスを設置し、クラブ、サークル活動の拠点を整備している。また、クラブハウス内には防音設備を備えたスタジオを用意し、音楽関連の活動を気兼ねなく行えるよう配慮している。加えて NID ホール(体育館)、テニスコート、グラウンドを用意し、サークル活動や学生の運動のための設備としている。</p> <p>校地には大学のシンボルであるカツラ並木や英国式庭園を始め、毎年春と秋に花を咲かせるバラ園、新潟県では準絶滅危惧種として指定されているモリアオガエルが生息するビオトープも設置している。敷地内における樹木等の植栽も教材の一つであることから専門の嘱託職員を配置し、シルバー人材センターから派遣される経験豊富な人材とともに良好な状態を保てるよう維持、管理を行っている。</p> <p>校舎の警備、安全管理は外部業者に委託しており、校舎の開錠、施錠から校舎・施設の安全管理、教室の照明・空調管理までを一括して行っている。また、校舎の清掃も安全管理と</p>	<p>同一の業者に委託し、衛生上の維持・管理を安全管理と連携して行っている。</p> <p>なお、校地をはじめ、レストランや図書館、展示館等は一般市民の方にも開放しており、利用することができる。</p> <p>2)附属図書館</p> <p>教育および学術研究の向上を図るために必要な図書・資料を収集、整理、保管し、学生、職員の利用に供することを目的としている。本館の特性として造形及びデザイン系の図書、学術雑誌を計画的に購入し、図書館資料の整備・充実を進めている。また、利用者の要請に対応しながら図書館職員が蔵書構成を常に把握し整備しており、図書館資料の充実を図っている。2022年5月現在、図書等(視聴覚資料を含む)78,403冊、学術雑誌249種を所蔵している。</p> <p>図書館の延床面積は993㎡で、閲覧席110席、視聴覚ブース12席を配備している。閲覧室内でも無線LANが整備されており、ノートパソコンを持込んでの学内ネットワーク及びインターネット等の利用も可能である。所蔵情報検索は、学内外からインターネットを利用し本館が所蔵する資料の検索ができ、また、学生、全教職員及び利用登録をしている卒業・修了生は、予約・利用照会を行うことができる。</p> <p>各教育研究機関との連携については、県内外の公立図書館、研究機関、NACSIS-ILL 加盟館と文献複写や現物貸借の相互利用を実施している。また、NACSIS-ILL 加盟館間ではオンラインで依頼や料金相殺を行っている。</p> <p>図書館には専任職員4名、嘱託職員3名を配置し、うち1名は司書資格を有している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生の創造性を引き出す優れたデザインの校地校舎、教育研究環境等を整備することを目的とした「キャンパスまるごとデザインの教材」への取り組み
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡造形大学ウェブサイト カリキュラム（履修ガイド） ・ キャンパスガイド ・ 造形学部の特徴 ・ キャンパスマップ ・ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができると認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	(同上)
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部又は学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	(同上)
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第7条（附属図書館） ・ 長岡造形大学附属図書館規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 図書館 ・ キャンパスガイド ・ 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト キャンパスガイド

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織 本学は学則第8条及び公立大学法人長岡造形大学組織規程第10条に基づき、大学の事務を遂行するために事務局を設置している。事務局は、公立大学法人長岡造形大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程第2条のとおり、総務課、施設・業務管理課、財務課、教務課、学生支援課、修学特別支援室、入試広報課、地域協創課で組織している。</p> <p>2) 学生支援に関する組織 学生の厚生補導を行う組織である学生支援委員会では、学生生活、奨学金、福利厚生等に関することを審議している。事務組織としては、学生支援課が担当しており、学生に対する課外活動支援、生活支援、進路支援を検討し、きめ細やかに対応している。学生からの要望等については、学生生活実態調査を隔年で実施し、学内生活環境、課外活動に対する要望などを把握し、改善を図るよう努めている。</p> <p>学生生活を送るうえで、困ったことや悩みごとがあった時、気軽に相談できる場所として学生相談室を設置している。学生相談では臨床心理士が専門的な立場から様々なアドバイスを行っており、健康上の悩みについては、看護師資格を有する職員を2名配置し、健康に関する相談に対してアドバイスを行っている。</p> <p>また、修学で困難を抱えている学生や障がいのある学生の修学支援として、修学特別支援室を設置している。授業に出席できない、課題が提出できない、計画がうまくいかないなどの困りごとや、障がいのある学生が他の学生と平等に大学生生活を送ることができるよう支援している。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 進路支援に関わる全学的な方針・施策は、各学科から選出された教員と事務職員で構成されたキャリアデザインセンター会議において企画・立案・実施している。教員の委員は、各学科の領域における実際の社会において実務経験を有した教員を選定している。事務組織としては、学生支援課がキャリアデザインセンターの運営を担当している。同センターを学生が頻繁に訪れる教務課のある事務局内に置き、低学年のうちからキャリアデザインセンターの存在を認識するとともに、就職関</p>	<p>連情報や関連図書・ポートフォリオを気軽に触れられる場所とした。同センターには担当職員4名が常駐しており、うち2名は国家資格キャリアコンサルタントを有し、学生の個別指導にあたっている。</p> <p>入学時から卒業に至るまで一貫したきめ細かな進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施している。入学時のキャリアガイダンスで4年間を通してどのようなキャリア教育を行うのかを周知し、キャリアデザインセンターの存在や支援内容など、就職活動のために1年次に知っておいて欲しい具体的な内容を伝えている。</p> <p>授業としては、2年次後期の「キャリア計画実習Ⅰ」及び3年次前期の「キャリア計画実習Ⅱ」では、自己分析や意志伝達能力の向上、実際の就職活動の段階的な教育を行なうとともに、内定を得た先輩学生や活躍中の卒業生とのパネルディスカッションを通して具体的な就職像を持つことができるような内容としている。本格的な就職活動の準備が始まる3年次後期からは、業界研究・SPI対策・応募書類や面接対策などの実践的な就職活動講座を実施している。更に各学科の担当教員やキャリアデザインセンターが連携し、学生の指向性や適性に合わせた就職活動を支援している。特に、個別面接指導やポートフォリオの指導は、授業、フォローアップ講座、ゼミにおける教員の個別指導など多面的な機会を捉えて実施している。</p> <p>また、業界研究においては、教員自らが専門分野等での人脈を生かし、学生へ企業の紹介を行い、学内で行う合同企業説明会として実施している「キャリア研究フェス」では、約60社の企業に協力いただくなどして学生の職業観育成に役立っている。</p> <p>なお、昨今、就職後の離職率の高さが報じられている中、学生と企業の適合をより高めるため、インターンシップ、オープンデスクへの参加を奨励している。受け入れ企業としては県内協力企業のほか、各専門領域の企業など多様な企業への参加が可能となるように配慮している。また、卒業後の離職・再就職にあたっては相談、情報の提供など継続して支援を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則第8条（事務局） ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学生支援委員会規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 学生支援
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学キャリアデザインセンター規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程 ・ 公立大学法人長岡造形大学の事務局組織及び事務局に置く職に関する規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 就職支援制度
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則第8条（事務局） ・ 公立大学法人長岡造形大学組織規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定について</p> <p>3つのポリシーについては、中央教育審議会からの「学士課程教育の構築に向けて」の答申(2008年)を踏まえ、2008年から学長を中心とし学内委員会を経て、建学の理念に照らし策定しはじめた。また、その後の「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の答申(2012年)等を踏まえて、2014年に実施したカリキュラム再編の動きと合わせて見直しを行なっている。</p> <p>2014年4月の公立大学法人への移行時には、中期目標・計画の策定により実質的、具体的な学部教学体制の再構築を行い、建学の理念に基づく卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を再検証し、21世紀型人材の育成と社会にどのような学士人材を輩出するかを示す指針として3つの能力を教育目標として改めて明確にした。</p> <p>(学部:教育目標に掲げる3つの能力)</p> <p>学部では、定款、建学の理念及び学則に基づき、社会の要請を的確に認識し様々な課題に対して創造的な解決策を提示するための3つの力「社会人基礎力」「構想力」「造形力」を養うことを教育の目標として設定している。</p> <p>また、2014年度から実施してきたカリキュラムの成果と問題点を精査し、ディプロマ・ポリシーと教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)のさらなる整合性を図るため、学科専門教育の早期導入、各学科の概論授業の必修化、科目の統廃合等をねらいとする2018年度カリキュラムを編成し、より幅広く3つの能力の育成に資する教育課程を実施している。これらとの連動性を考慮し、入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を策定し、入学試験ごとに求める学生像を明確にし、学生募集要項で周知を図っている。</p> <p>大学院においては、各領域の高い専門性と「デザイン思考」に立脚した新しい価値を創造する能力の育成に力点を置き、2018年度にカリキュラムを再編した。これに伴い、博士(後期)課程及び修士課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定した。</p> <p>2) ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の確保</p> <p>「造形を通して真の人的豊かさを探求し、社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」という建学の理念に基づき、学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを設定している。</p>	<p>学部では、教育目標として掲げる「社会人基礎力」「構想力」「造形力」の3つの能力を養うことを目的とした授業科目を履修し、卒業要件単位を修得した者に学士課程学位を授与するものと履修ガイドに明示しており、両者の整合性はとれている。</p> <p>大学院では、教育の目標として「創造力の育成」「統合力の育成」「問題解決力の育成」を掲げ、博士(後期)課程及び修士課程ともに授業科目を履修し、修了要件単位を修得し、かつ論文等の審査に合格した者に学位を授与するものと履修ガイドに明示しており、両者の整合性はとれている。</p> <p>また、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力と授業科目との関係性について、授業科目の概要(シラバス)の項目として明示し、周知を図っている。</p> <p>3) 3つのポリシーの自己点検・評価結果</p> <p>3つのポリシーについては、公立大学法人に移行した2014年度以降、年度計画に基づく業務実績報告に伴う自己点検にて毎年度検証している。その結果、3つのポリシーに基づいたカリキュラムの実施、学位の授与、学生の入学受入れを行っているとの評価をしている。</p> <p>また、毎年度末に卒業・修了者に対してアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等が身に付いたかどうかを確認している。直近3年間の結果では、いずれの能力についても回答者の約8割が身に付いた旨を回答している。この結果については、学修者が「何を学び、何が身に付いたのか」という視点に立ち、さらに向上するように不断の改善を図る必要がある。</p> <p>現在、2023年度に学科改組とそれに伴うカリキュラムの再編を予定し、全学を挙げて準備を行っている。当該改組及び新たなカリキュラムの策定に当たり、中央教育審議会が取りまとめた「3つのポリシー策定及び運用に関するガイドライン」(2016年)、「教学マネジメント指針」(2020年)を踏まえ、各ポリシーの本質的な理解及びその連動性を考慮した体系的な構成を目指し検討している。</p> <p>また、学生の学修成果の評価(アセスメント・ポリシー)の策定が求められる中、当該ポリシーについて2020年度から学内委員会での検討に着手し、2023年度の学科改組及び新たなカリキュラムの策定と合わせた整備に向けて検討を進めている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第1条（目的） ・ 長岡造形大学大学院学則 第2条（目的） 第5条（人材養成等教育研究上の目的） ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教育方針 カリキュラム（履修ガイド） 大学院の目的 大学院について 大学院カリキュラム（履修ガイド）

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等の公表について</p> <p>大学及び大学院の目的は学則及び大学院学則に規定しており、大学ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等に掲載し学内外に向けて公表している。同時に、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)及び学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況に関する事項についても、大学ウェブサイトにて「大学情報」や「教育情報の公表」等のメニューを設け、公表している。</p> <p>受験生に向けては、大学ウェブサイトでの教育内容の紹介を中心に各学科の動画、ウェブ上でのバーチャルキャンパスなど、大学での学びをイメージできるようにウェブサイトを構成している。入試情報としては、過去2カ年の入学試験結果を公表し、学生募集状況の経過を公表している。オープンキャンパスや進学相談会等では大学案内等を利用し、より丁寧に大学の紹介を行っている。</p> <p>在学生に向けては、大学ウェブサイトのほか、学生ポータルサイトで学則や規程、履修ガイド等、様々な資料を随時閲覧できるように掲載し、ポータルサイトを通じて、必要な情報を学部・学科単位や個人単位等で案内し、随時提供している。</p> <p>研究内容の公表に関しては、電子化した研究紀要や博士論文等をまとめて、電子アーカイブシステム「長岡造形大学リポジトリ」により、インターネット上で保存・公開している。</p> <p>また、大学における教育研究活動・地域貢献活動の成果等を大学ウェブサイトのほか、フェイスブックやツイッターなどのSNSやテレビ、新聞等の各種メディアと連携し、幅広い層への情報公開及び情報提供を行っている。</p> <p>2) 情報公表体制の整備</p> <p>本学では教育、研究、地域貢献活動等の情報収集や情報発信、大学ウェブサイトのリニューアル等を適切に行うため、広報プロジェクトチームを設置している。広報プロジェクトチームは広報プロジェクトチームリーダー、各学科教員1名、入試広報課長、その他学長が指名する者にて構成し、事務は入試広報課が所掌している。</p> <p>2021年度には、大学ウェブサイトが従前から5年経過し、モバイル端末(スマートフォン、タブレット)への対応が十分では無いこと、効果的な情報発信のためのコンテンツの追加等のため、大学ウェブサイトのリニューアルを行った。リニューアルに</p>	<p>あたっては、以下の項目を改善し、閲覧者が情報をより取得しやすいものとなるようにした。</p> <p>【改善した項目】</p> <p>①マルチデバイス対応 大学ウェブサイト閲覧者全体の80%を占め、受験生やその保護者の多くが利用するモバイル端末での閲覧を意識したデザインと情報設計にし、ストレスのない操作を可能とし、必要な情報を取得しやすいようにした。</p> <p>②更新のしやすさ 以前の大学ウェブサイトはページが複雑化していることによるエラーや更新作業が煩雑となる構造となっていたが、新たな更新の仕組みを導入し、素早い情報発信を可能とした。</p> <p>③アクセシビリティ・ユーザビリティ対応 ページの見出しやナビゲーション、色の使用、キーボードだけでも使用できる等、多くの利用者が容易に大学ウェブサイトを利用できるようにした。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(学校教育法施行規則第七十二条の二と同一)
②	学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第1条(目的) ・ 長岡造形大学大学院学則 第2条(目的) 第5条(人材養成等教育研究上の目的) ・ 長岡造形大学ウェブサイト 教育方針 カリキュラム (履修ガイド) 大学院の目的 大学院について 大学院カリキュラム (履修ガイド) 大学の教育研究上の目的 教育研究上の基本組織 教員組織及び教員の数 入学・卒業後の進路状況 授業に関すること 学修の成果・卒業認定基準等 教育研究環境 授業料入学料その他費用 学生支援

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 自己点検・評価の体制について</p> <p>本学の自己点検・評価の実施およびその公表は、学則において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めており、大学院学則では「本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている。以上の規定に則り、自己点検・評価の実施および公表を実施している。自己点検・評価の具体的な実施は、長岡造形大学自己点検・評価実施規程に基づき、総務委員会が行っている。</p> <p>内部質保証の方針として、中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を作成し、両計画に「自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置」とする項目を挙げ、基本的には自己点検・評価の方針はこれらの点に網羅され、その計画を達成すべく業務を実施している。各年度の年度計画や計画に対する業務実績内容については、長岡市公立大学法人評価委員会による評価を受け、評価書とともに大学ウェブサイトで公表している。</p> <p>自己点検・評価に関係する組織は、学内の教育に対しては教務委員会となる。ここでは大学及び大学院におけるすべての授業に対する授業評価アンケートの実施に始まり、学内におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施や、おおむね4年ごとにこれまで実施してきた教育課程の検証・改編を担当している。本学では2014年度の公立化に伴い地域貢献が一つの柱として強化され、その内部質保証をする組織として長岡造形大学地域協創センターを挙げることができる。</p> <p>自己点検・評価の改善については、教学面においては教務委員会により、授業評価アンケート結果の検討などを経て年間数度におよぶFDも開催される。また、非常勤講師への授業内容アンケートや懇談会も行い、ここで討議された内容は教育課程の見直しにおいても参考としている。加えて2年ごとに実施される学生生活実態調査では関係部署が回答・対応を行い、改善につなげている。</p> <p>学外者の意見については、民間的発想や第三者的視点を取り入れ、社会のニーズに的確に対応した、効率的な大学運営を行うため、理事会、経営審議会、教育研究審議会に外部有識者を登用し、専門的な知見を含めて、広く意見を取り入れ</p>	<p>ている。本学では毎年度末に実施される卒業・修了研究展を一般に公開し、広く市民にも公表している。特にこの展示に際しては地元産業界有志からの見学もあり、見学後の評価会において実現化(商品化)を探る試みも行われるなど、学外者の意見を広く教育にも取入れている。</p> <p>2) 研修・教職協働について</p> <p>教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための資質向上について、教員においては優れた教育方法の共有化を図り、教育水準の向上に努めることを目的として、教育の実施に関するもの、就職進路に関するもの、障がい学生支援に関するものなどをテーマにしたFDを実施している。また、事務職員については公立大学協会をはじめ学外主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、オンラインによる研修も活用し、大学職員として必要な知識の習得、資質の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、教職員共通で必要な知識習得のため、法令遵守や人権侵害に関する意識啓発を目的とした研修会や弁護士・弁理士による知的財産に関する講演、インターネットの普及やスマートフォン等の急速な拡大により、特に必要となってきた情報リテラシーに関する研修などを実施した。</p> <p>なお、教職員ともに、2020年度から人事評価制度を本格的に実施しており、教員の人事評価制度については、当面教育研究等の業績の「見える化」を目的とした評価制度とし、事務職員については、「事務職員人事評価制度の処遇への活用方針」を策定し、評価結果は昇任・昇格等のための基礎資料として活用することとしている。人事評価制度を通して、教職員の資質向上に取り組んでいる。</p> <p>法人組織、教学組織と事務組織は(6)大学組織図のとおり、それぞれが連携し、理事長、学長を中心とした迅速な意思決定がなされている。また、各委員会、各センターの構成員は教員及び事務職員からなり、機能性を高めるため、個別の事務組織と呼応しており、日頃の業務から教員と事務職員が情報共有を行っており、連携体制を確保している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 第二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学学則 第2条（自己点検・評価） ・ 長岡造形大学大学院学則 第3条（自己点検・評価） ・ 長岡造形大学自己点検・評価実施規程 ・ 長岡造形大学ウェブサイト 大学評価 法人情報
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	（該当しない）
③	<p>第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	（該当しない）
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学自己点検・評価実施規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト 法人情報（計画・評価－業務実績報告書）
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト 法人情報（計画・評価－業務実績報告書）
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人長岡造形大学 職員勤務規程 第61条（研修） ・ 公立大学法人長岡造形大学 嘱託職員勤務規程 第67条（研修）
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	（大学設置基準第二条の三と同一）
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	（大学設置基準第二十五条の三と同一）
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	（大学設置基準第四十二条の三と同一）
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡造形大学ウェブサイト 授業評価

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

2020年度の本法人の収支状況は、表1のとおり経常費用が1,634,719千円、経常収益が1,671,812千円、経常利益及び当期純・総利益が37,093千円となっている。なお、経常費用に占める人件費は60.0%であり、経常費用及び人件費は過大にならず安定して推移している。また、経常収益においては、表2のとおり収入の大半を占める運営費交付金及び授業料収入は横ばいとなっており、収入についても、安定して推移している。2020年度の授業料収入については、2018.2019年度から比較すると大きく減少しているが、2020年度から始まった高等教育修学支援新制度に基づく授業料減免分を補助金等収入として計上しているためとなる。

本法人の予算は、12月の経営審議会、理事会において年度計画に係る予算編成方針を策定することとしている。これに基づき、3月の経営審議会、理事会では年度計画、当初予算を決定することとしており、適切な予算編成を行っている。予算執行は、予算執行マニュアルを周知することにより、考え方、手順等を明確にしている。財務会計システムでは、申請から予算差引、支払までを管理し、管理者及び申請者はいつでも予算執行の状況を把握することができ、システムで予算を超過して執行することができない仕組みとしている。決算については、法人の監事により監査が行われる。2名の監事は弁護士および公認会計士が就任しており、業務執行、内部統制とともに専門的見地により監査を行っている。

また、学内で実施する内部監査では内部監査委員会と監事が連携し、業務執行が効率的かつ効果的に行われているか検証し、業務の改善を図っている。

2) 教育研究環境の整備

教育研究を行う上で必要な施設設備については、「ニ 施設及び設備に関すること」に記載したとおり、「キャンパスまるごとデザインの教材」の考えのもと、デザインの専門大学としてふさわしい施設設備とすることを目的としている。教育課程の特徴、学生数等に応じた施設設備の整備を行っており、大学開学後は第2アトリエ棟、第3アトリエ棟を増築し、教育研究環境の充実を図ってきた。また、教育研究機器等の更新も計画的に行い、表3のとおり、常に良好な状態を保っている。2018年度からの大学院の新体制に合わせ、演習の授業及び学生の研究活動等で必要な機器を揃えたプロトタイプングルームを新設し、大

型3Dプリンター、レーザーカッター、ミーリングマシンなどを設置した。これにより、イノベティブなアイデアをすぐ試作でき、プロトタイプングを繰り返すことで学生は作品の完成度を上げている。さらに、教育、研究に必要なコンピュータソフトウェアであるアドビクリエイティブクラウド及びマイクロソフトオフィスを2014年度から継続して提供し、学生の自主的な制作活動を支援している。

なお、教育研究環境を持続的なものとするために、長期修繕計画を策定し、計画的に施設設備の修繕を行うとともに、常に学内施設の状況を把握し、計画の見直しを行っている。

表1: 収支の状況(損益計算書より) (単位: 千円)

年度	2018	2019	2020
経常費用	1,612,852	1,572,977	1,634,719
(うち人件費)	(1,033,879)	(1,031,850)	(980,561)
経常収益	1,612,852	1,572,977	1,671,812
経常利益	0	0	37,093
当期純利益	0	0	37,093

※損益計算書より

表2: 運営費交付金収入、授業料収入の状況 (単位: 千円)

年度	2018	2019	2020
運営費交付金収入	880,112	861,833	864,590
授業料等及び入金 金検定料	691,098	692,109	627,377
補助金等収入	0	0	61,096

※決算報告書より

表3: 主な教育研究環境の整備

年度	整備内容
2018年度	空調機の更新、スタジオ改修工事、大講義室・アトリエプロジェクター他教育用機器の整備
2019年度	空調機の更新、コンピュータ演習室備品更新他教育用機器の整備
2020年度	NIDホール(体育館)外壁等改修、外構街灯・図書館LED化、材料実験治具他教育用機器の整備

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	・長岡造形大学ウェブサイト 法人情報 （業務実績報告書・財務諸表）
大学院設置基準		
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)ICT 環境の整備</p> <p>本学では学生への様々な情報提供等を行う環境として「e-campus」を整備している。学内のほぼ全域から無線 LAN でインターネットに接続可能で、ノートパソコンやスマートフォン等からインターネットで情報を得ることができる。学生生活をより充実したものとするために、大学からの連絡事項や講義内容、授業変更、学生生活でのお役立ち情報など、必要な情報を集約した学生用ポータルサイトを活用している。</p> <p>教育用のツールとして、ハード面では学生の入学前に大学での授業や課題制作等に対応したノートパソコンの紹介を行い、ソフト面ではアドビクリエイティブクラウド及びマイクロソフトオフィスを提供しており、学生は授業の受講や作品制作に活用している。</p> <p>また、学生には Google 社の仕組みによる個人のメールアドレスも付与し、学生同士はもちろん、教員との連絡や就職活動など多様なコミュニケーションを支援している。</p> <p>2)学生支援</p> <p>教員と学生、また学生同士が交流をもちながら学ぶという趣旨のもと、ホームルーム制度を活用している。ホームルームは、履修、進路、大学生活全般に関して学生をサポートし、ホームルーム担任へ気軽に相談できる環境としている。また、専任教員は週 1 回オフィスアワーも設定し学生の質問・相談等に対応している。</p> <p>初年次の必修科目である基礎造形実習は月～金の午前中の時間で 1 年生の専用アトリエで実施している。1 年生は放課後に専用アトリエで授業等での制作の続きが可能で、その際に初年次教育の良質化や、作業環境の安全にも配慮することを目的として、先輩学生をサポートスタッフとして配置している。先輩学生は 1 年生が慣れない環境下で作業する際の安全に配慮するとともに、自身の経験に基づいて簡単な指導やアドバイスをを行っている。</p> <p>この他にも、学生生活を送るうえで、困ったことや悩みごとがあった時、気軽に相談できる場所として学生相談室を設置。また、修学で困難を抱えている学生や障がいのある学生の修学支援として、修学特別支援室を設置している。</p>	<p>3)経済的な支援</p> <p>造形学部入学者の入学料は長岡市内在住者の場合、通常半額としており、本学造形学部卒業生(又は大学院修士課程修了者)の大学院修士課程入学料(又は大学院博士(後期)課程)は免除としている。また、国が実施している高等教育の修学支援制度や、日本学生支援機構が実施している奨学金等の他にも各自治体や団体が募集している奨学金情報を学生ポータルサイトに掲載し、広く周知している。</p> <p>本学独自の優秀学生賞制度として前年度 1 年間の学業成績を評価の対象とし、優秀な学業成績を修めた学部学生を表彰し、報奨金を贈呈している。また、令和 2 年度から始まった高等教育修学支援新制度に該当しない大学院生や留学生、社会人などを対象とした後期授業料等の減免制度も行っている。</p> <p>このほかにも、国際交流事業支援奨学金制度では、海外での学修を積極的に考えている学生に、外国の大学等と締結した交流協定に基づく交流事業に参加するため、海外渡航しようとする場合に参加学生の渡航に要する経費の 2 分の 1(上限 10 万円)を支援している。</p> <p>2020 年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、授業運営を遠隔授業に変更したことに伴い、遠隔授業受講等への準備金として全学生へ返済不要の修学環境整備支援金を本学同窓会組織と協力し、5 万円給付した。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・長岡造形大学ウェブサイト 施設案内
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・長岡造形大学ウェブサイト 学生支援
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・長岡造形大学ウェブサイト 学生支援
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・長岡造形大学ウェブサイト 学費・奨学金
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正又は改善に努めている。	(該当しない)

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

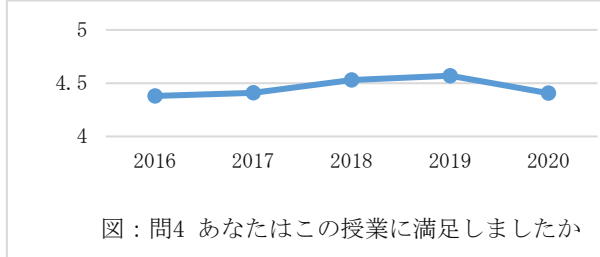
<p>本学では建学の理念を「造形を通して真の人間の豊かさを探求し、社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」と定めている。これは、本学の設置者である公立大学法人長岡造形大学の定款において目的と定めている「この公立大学法人は、造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成し、もって地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に貢献するため、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする」に基づいている。定款における目的及び建学の理念に基づき、長岡造形大学学則では目的を「長岡造形大学は、広く知識を授けるとともに、深く造形の理論と技能の教授研究を行い、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、造形を通して真の人間の豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成し、もって地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に貢献することを目的とする」と明確に定めている。</p> <p>この基本方針のもと、本学の卒業認定の学位授与方針が定められ、社会の要請を的確に認識し様々な課題に対して創造的な解決策を提示するために「社会人基礎力」「構想力」「造形力」を養っている。さらに、地域・社会や企業と連携した実践的なデザインプロジェクトにより、社会人基礎力を養成する「地域・社会連携系」科目を有し、構想力を重視したデザインプロセスを総合的に学ぶ演習・実習科目を強化し、複合的な造形力獲得のための横断的科目の充実を図っている。</p> <p>これらの学習の成果を推し量る指標として、「授業評価アンケートによる教育水準の維持、質の向上への取り組み」があげられる。本学各科目において学生からの教育内容の確認及び授業の満足度や意見を教務委員会において内部解析・検証し、教務部長・学部長・研究科長・各学科長により意見調整を行っている。そして、評価結果は授業担当教員に配付し、次年度のシラバス作成時における記載</p>	<p>内容の検証や修正、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。さらに、授業区分の集計結果は学生用ポータルサイトを通じて返答を行い、全学生がそれを読み確認できるようにしており、大学ウェブサイトでも区分ごとの集計結果を掲載し一般にも公開している。</p> <p>また、「学生生活実態調査に基づく学生生活環境改善の取り組み」から、学生の生活環境の改善を図るための生活水準や要望等を把握しており、「新入生へのアンケート・ヒアリングを通じた導入教育の改善や適切な学生募集の取り組み」から導入教育の改善、広報活動に対する分析や「卒業生進路決定状況分析とFDによるキャリア教育水準向上の取り組み」により、受験（入学）～在学～就職（卒業）までにおける一連の流れをもって教育研究水準の向上に当たっている。そして、「研究活動の充実と競争的外部資金獲得推進のための取り組み」により、本学特別研究費によるデザインの役割や対象領域の拡大を探究する研究や競争的外部資金の獲得を促進している。</p> <p>このような教育研究水準の向上に関することは、各部局及び各委員会等においてその教育活動の評価及び改善に取り組み、部局・部署ごとの自己点検評価を経て教育研究審議会に報告され、全学に周知されている。</p>
--	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	授業評価アンケートによる教育水準の維持、質の向上への取り組み【学習成果】	37
2	学生生活実態調査に基づく学生生活環境改善の取り組み	38
3	新入生へのアンケート・ヒアリングを通じた導入教育の改善や適切な学生募集の取り組み	39
4	卒業生進路決定状況分析とFDによるキャリア教育水準向上の取り組み	40
5	研究活動の充実と競争的外部資金獲得推進のための取り組み	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	授業評価アンケートによる教育水準の維持、質の向上への取組み
分析の背景	<p>2014年4月に公立大学法人へ移行する以前より、半期ごとに学生に対し「授業評価アンケート」を教務委員会が実施している。シラバス通りに教育内容が提供されているかの確認と、より広い視野で教育方法の見直しが図られるよう、学生から履修科目ごとに授業に対する満足度や意見を求めている。また意見に対してフィードバックを行うなど意思疎通を図ることにより、授業内容に対する学生の理解を深め、教育水準の維持、質の向上に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>造形学部、造形研究科全科目を対象に、半期授業の大半を終えた時期に、学生ポータルサイトにてアンケートを掲示し、授業後に学生が回答するように促している。2019年度まではアンケートの設問数が12問と多く、学生は学期末及び履修科目ごとに度重なるアンケートへの回答を求められることから、回答内容の精度についての懸念があった。そのため教務委員会にて設問内容を精査し、2020年度より設問を以下の5問とした。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【設問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問1「授業で学修した内容は理解できましたか？」 ・問2「教員の授業指導内容は適切でしたか？」 ・問3「授業の内容はシラバスで示す内容と対応していましたか？」 ・問4「問1～3を踏まえ、あなたはこの授業に満足しましたか？」 </div> <div style="width: 45%;"> <p>【集計方法】</p> <p>適当と思う評価を回答欄から選択(5段階評価とし、高い順に5点～1点を配点)、評価平均点を算出</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>・問5「授業の良かった点、改善点がありましたら記入してください」</p> <p>自由記述コメントを集約</p> </div> <p>区分別授業科目(教養、専門教育(学部共通・各学科)、学芸員、教職、大学院)で集計した結果は、学生ポータルサイト及び大学ウェブサイトで広く公開している。また、今後の授業の改善につなげるため、アンケート結果のうち、各年度の全体評価平均点は非常勤講師を含む全教員へ通知している。2016年度～2020年度における全授業科目の満足度(問4の評価平均点)は、本法人第2期中期計画で「教育の成果に関する指標の目標値」に掲げた「学生の満足度4.0以上」を毎年度保っている。2020年度は主に新型コロナウイルス感染症対策の影響により数値が下がったものの、シラバス通りに授業が展開され、授業への満足度が維持されていることが確認できる。なお、学生の自由記述コメントのうち回答を要するものには、担当教員(施設設備、学生サービス等については事務職員を含む)が回答し、全学生へフィードバックしている。</p> <p>アンケート結果については教務部長、学部長、研究科長、各学科長で半期ごとに振り返りの検討会を実施し、実態把握のもと、今後の授業運営を行う上での検討材料を確認している。問4の設問については、大きな変動もなく高い水準を維持しているといえるが、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のために遠隔授業が増加し、適切な資料の提示や機器操作等に問題が生じたことに起因し、満足度が低下したものと分析している。これは、刻一刻と変化する新型コロナウイルス感染症対策に対し、対面授業とは異なる資料の準備や対応が求められ、授業運営においてその準備が万全でない状況があったものと捉え、当該アンケートによる学生の声も参考に、安全かつ教育効果の高い授業運営に向けて随時改善を図った。</p> <p>その結果、例えば大型モニターや移動型配信機材の導入によるオンラインを併用した授業により、3密回避と明瞭な資料提示の両面の問題解決に至ったと考えている。</p> <p>今後も各授業についての満足度をはじめ学生の声を継続して検証し、授業改善につなげていく。</p>
自己評価	<p>「授業評価アンケート」は匿名性を保ち集計していることから、客観的な視点での評価が可能であり、教育方法の改善及び質の向上へつながりやすい。また、アンケートについては授業内容だけでなく、施設設備や窓口対応などの環境・学生サービスについても意見を得ることができるため、授業内容の水準の維持だけでなく、教育環境整備につながり教育の質の向上に寄与している。</p>
関連資料	<p>大学ウェブサイト(授業評価) 大学ウェブサイト(法人情報-計画・評価-業務実績報告書)</p>



タイトル (No. 2)	学生生活実態調査に基づく学生生活環境改善の取り組み																									
分析の背景	<p>本学では、学生の生活水準や大学への要望等を把握し学生生活環境の改善に繋げるため、1998年度より継続的に学生生活実態調査を実施している。本調査は、偶数年度に調査を行い、翌年度に改善を実施する2年スパンでの取り組みとしており、過去4回の回答数と回答率は2014年度561名(68%)、2016年度638名(64%)、2018年度722名(68%)、2020年度720名(68%)である。調査は選択式と自由記述式により行い、調査の実施及び回答の取りまとめは学生支援委員会が行う。</p>																									
分析の内容	<p>選択式の回答は集計表にまとめ、自由記述式の意見・要望は内容に応じて関連部署等がコメントを作成し、全学生に公開している。さらに、直接学生にヒアリングする場を設け、より率直かつ具体的な意見・要望を聴取している。要望の多かったもの、効果・実現性等の観点から優先度が高いと判断した意見等については、主に翌年度、改善を行っている。また、調査によって得られた情報は学生支援策の検討や入試広報等に広く活用している。</p> <p>(1) 個別の意見・要望に対する改善の取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の改修・増設…外灯の増設・照度改善、工房の冷暖房設備設置、屋外の動線の水はけ対策、傘立ての増設等 ・学生サービス向上…無料カラープリント枚数の増加、校舎開放時間の変更、レストラン電子レンジの増設、レストラン・売店の運営改善、自動販売機の導入等 ・コロナ禍における取組…各種オンライン対応、Wi-Fi環境の整備、感染防止対策、経済的支援等 ・その他、学生相談体制の強化や、教職員への学生対応改善の呼びかけ等 <p>(2) 集計結果から得られたデータの分析に基づいて実施した取組例</p> <p>①学生が安心・安全に学生生活を送るための取組</p> <p>本学では75%以上が女子学生であり、アパートで一人暮らしをする学生が年々増加していること、大学近辺から自転車・徒歩で通学する学生が多いことが調査結果からわかった。大学近辺の不審者情報を学生同士で共有し注意喚起できるプラットフォームを開設するとともに、警察と連携して防犯や交通に関する講座等を実施した。</p> <p>②健康への意識向上のための取組</p> <p>本学では作品制作に多くの時間を要し、心身の健康にとって重要な「食事・運動・睡眠」が不足していると想定されたため、2018年度より調査内容を見直し、本項目について集計を行った。その結果、2020年度では1日に3食とらない学生が65%、運動をほとんどしない学生が56%、睡眠時間が5時間未満の学生が22%いることがわかった。</p> <p>健康フェアを開催し、自分の身体の状態を把握できる測定、心身のケア方法を学ぶ体験型プログラム、レストランと連携した健康メニューの提供等を行った。また、朝食をとらない学生が50%と特に多いことから、保護者会と連携し、レストランで朝食を安価で食べられる朝定食支援を行った。</p> <div data-bbox="933 1003 1385 1527" style="text-align: right;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図：女子学生比率、生活・通学環境</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>女子学生比率 (%)</th> <th>アパート居住比率 (%)</th> <th>通学手段が徒歩・自転車の比率 (%)</th> <th>通学時間30分未満の比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014</td> <td>68</td> <td>72</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>64</td> <td>85</td> <td>78</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>68</td> <td>90</td> <td>85</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>68</td> <td>92</td> <td>85</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	女子学生比率 (%)	アパート居住比率 (%)	通学手段が徒歩・自転車の比率 (%)	通学時間30分未満の比率 (%)	2014	68	72	68	72	2016	64	85	78	85	2018	68	90	85	90	2020	68	92	85	92
年度	女子学生比率 (%)	アパート居住比率 (%)	通学手段が徒歩・自転車の比率 (%)	通学時間30分未満の比率 (%)																						
2014	68	72	68	72																						
2016	64	85	78	85																						
2018	68	90	85	90																						
2020	68	92	85	92																						
自己評価	<p>20年以上継続して実施しており、全学的に取り組みを認知・活用できている。学生から回答を得るだけでなくコメントバックを行うことで学生からの意見が一方通行にならないよう配慮するとともに、調査から改善までを2年の短期スパンで行うことにより着実に改善が繰り返されている点において、本調査が学生生活環境の改善に効果的に機能していると判断できる。しかしながら、具体的な改善結果についての共有を学生支援委員会内で定期的に行うことができていなかったため、より効果的かつ持続的な改善のために学生支援委員会を含めた点検を行っていくことが今後の課題である。</p>																									
関連資料	<p>学生生活実態調査集計結果 (2014年度、2016年度、2018年度、2020年度)</p> <p>大学ウェブサイト (法人情報－計画・評価－業務実績報告書)</p>																									

タイトル (No. 3)	新入生へのアンケート・ヒアリングを通じた導入教育の改善や適切な学生募集の取り組み																				
分析の背景	<p>本学への受験に至るまでの背景や新入生の動向を分析することにより、高校から大学へと学びの環境が変化する新入生への導入教育の一助とするため、入試委員会では新入生へのアンケートやヒアリングを実施している。新入生へのアンケートやヒアリングでは、導入教育の参考資料とする目的のほか、受験生の求める必要な情報を適切に発信するための学生募集の検証と改善も目的として実施している。</p>																				
分析の内容	<p>新入生を対象とした入学時のアンケートでは、受験に関することや大学案内・大学ウェブサイト・オープンキャンパスに関する感想、デザインや美術についてのトレーニング状況など、様々な情報を学生ポータルサイトを利用して調査している。</p> <p>図のとおり、入学前のデザインや美術のトレーニングについての質問では、「全くしていなかった」「1年間授業で美術を選択」の回答が減少しており、「画塾や美術予備校に通っていた」の回答数が増加傾向にあり、入学前のデザインや美術に取り組んでいた状況を把握することができ、導入教育の水準を測る上でも貴重な資料となっている。また、自由記述の項目では、長岡造形大学に入学するまでに不安や心配だったこと、現在一番不安なことなども調査している。デザインや美術に関するスキルなどで、他の新入生と比較し漠然と不安を抱えている新入生や、受験した入試ごとでも抱えている悩みが異なるなど、新入生が持つ大学進学への期待感とは別の不安や心配事をアンケートを通して知ることができる。生活面においても新潟県外の出身比率が高い本学では、親元を離れ1人暮らしを行うことへの不安を抱えている学生が多いことが、この自由記述の項目を通じて知ることができる。ホームルーム制度やオフィスアワー制度を広く周知し、学生が新しい生活環境に慣れ、安心して授業や制作活動を行えるようにサポートが必要となることがうかがえる。</p> <div data-bbox="368 972 1441 1263" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図：入学前のデザインや美術のトレーニングについて</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全くしていない、1年間授業で美術を選択</th> <th>2.3年間授業で美術を選択</th> <th>美術部に加入していた</th> <th>画塾や美術予備校に通っていた</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>31%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>31%</td> <td>21%</td> <td>22%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>26%</td> <td>24%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>また、新入生アンケートでは、受験生の求める必要な情報を適切に発信するために本学を初めて知ったきっかけや、本学に興味を持ったきっかけなども調査している。本学に興味を持ったきっかけでは、毎年「オープンキャンパスへの参加」が第1順位になっており、本学にとってオープンキャンパスの重要性がわかる結果となっている。アンケートのみでは調査が一边倒になってしまうため、座談会形式によるヒアリングも行っている。このヒアリングでオープンキャンパスへの参加目的が高校3年生は入試対策、1、2年生は大学の様子を知るためと明確に区別していることが分かったため、それぞれの「入試のワンポイントアドバイス」として説明会を開催しており、各学年のニーズに沿ったプログラムを充実させている。ヒアリング時に意見の多かった模擬講義やワークショップなど大学を体験できるプログラムについては、今後のオープンキャンパスで反映していく方針としている。</p>	年	全くしていない、1年間授業で美術を選択	2.3年間授業で美術を選択	美術部に加入していた	画塾や美術予備校に通っていた	2019	31%	21%	20%	28%	2020	31%	21%	22%	26%	2021	26%	24%	21%	29%
年	全くしていない、1年間授業で美術を選択	2.3年間授業で美術を選択	美術部に加入していた	画塾や美術予備校に通っていた																	
2019	31%	21%	20%	28%																	
2020	31%	21%	22%	26%																	
2021	26%	24%	21%	29%																	
自己評価	<p>新入生の入学前のデザインや美術に関する取り組み状況を把握する上で重要なアンケートとなっている。アンケート内容を分析し、期待だけではなく不安を抱えている新入生の教育や生活がスムーズにスタートできるように検証・改善を引き続き行っていく。今後は全学的なアンケート結果の分析が不足しており、各委員会等で情報共有を更に行っていきたい。また、2023年度のデザイン学科の設置に伴い3学科体制となった際の各学科の希望分野の調査を行うなどの改善を図っていくことを検討したい。</p>																				
関連資料	新入生アンケート結果																				

タイトル (No. 4)	卒業生進路決定状況分析とFDによるキャリア教育水準向上の取り組み
分析の背景	本学に入学する学生の多くは「デザイン」に関する専門職に就く傾向にある。こうした状況を背景に、卒業生の就職・進路決定状況を本学のキャリア教育の座標と捉え、全教職員での情報共有や進路決定状況の分析を通じてキャリア教育と進路指導の水準向上を目指している。
分析の内容	<p>就職FDは、教員が学生の就職活動に関する理解を深め、進路指導力を向上させることを目的として開催している。</p> <p>FDの企画内容については、キャリアデザインセンター会議にて審議し、決定している。</p> <p>FDに対する教員の意識は高く、図1のとおり、ほぼ毎回、専任教員の8割以上が参加、近年では事務局職員の参加も増えている。</p> <p>2017年度からは、前年度卒業生の進路決定状況の共有を開始した。</p> <p>学科別の就職率、進路決定率、専門職就職率、学科毎の就職先等を全教員が共有することで、現状を把握し学生に対する進路指導や専門教育の充実につなげている。</p> <p>図2、3のとおり、2017年度以降、学生の就職希望率がわずかではあるが上昇を続けていること、2019年度以降、それまで横ばいだった専門職就職率が毎年上昇していることは、学生の進路に関して専任教員が継続的に働きかけている結果と思われる。</p> <p>なお、就職率、進路決定率が2019年度以降下降しているのは新型コロナウイルス感染症感染拡大により本学学生の志望業界の求人が減少したことも原因のひとつである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>図1：就職FD参加率</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>図2：就職希望・就職・進路決定率の推移</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>図3：専門職就職率の推移</p> </div> </div>
自己評価	<p>就職・進路状況報告を定期的に行い、キャリア教育のみならず専門教育との連携や進路指導の水準向上を促している。</p> <p>FDの内容についてはキャリアデザインセンター会議にて検討、審議しているが、キャリア教育の水準向上につながる改善策の確たる検証には至っていない点が課題に挙げられる。今後、多様に進化する社会とデザインの有り様を予見すべく有益な情報と好事例の共有を行いながら、教育FDとの連携も高め、進路指導充実のための分析を進展させることが求められる。</p>
関連資料	大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）

タイトル (No. 5)	研究活動の充実と競争的外部資金獲得推進のための取り組み																																										
分析の背景	本学ではデザインの役割や対象領域の拡大を探求する研究や実用性・実践性の高い研究の推進と競争的外部資金獲得を促進するため特別研究費を通じて支援をしている。教育研究の水準向上のため、この成果を検証し、さらなる効果的な取り組みにつなげている。																																										
分析の内容	<p>特別研究の位置づけ</p> <p>本法人の中期計画に基づき、地域に即した研究であるかを重視しつつ、デザインの役割や対象領域の拡大を探求する研究や実用性・実践性の高い研究、複数専門領域の教員等が共同で実施する学際的な研究など、先進的で質の高い研究について特別研究費を通じて重点的に支援を行っている。申請対象となる研究は特別研究費の目的に適合する研究で、且つ当該研究を発展させる形で外部資金を活用した研究継続につなげることを目指すものとし、審査・決定は研究推進委員会が行っている。また、研究水準の向上、科学研究費などの競争的研究資金や外部資金獲得のため、優れた成果を挙げた教員に対して顕彰制度を設けており、受賞した教員は、特別研究費配分の審査において評価点数を加算することとしている。</p> <p>競争的外部資金獲得推進のための取り組み</p> <p>特別研究費への申請については、これまでも特別研究費における研究を「原則発展させる形」で外部資金へ応募することとしてきたが、応募時期や研究内容の関連性について不明確であったため、2021年度申請分から申請方法をより明確にすることで、外部資金獲得の促進を目指している。</p> <p>これまで特別研究費は申請から配分決定まで5か月程の期間がかかっていたが、外部資金との申請重複期間を出来るだけ回避し、より外部資金への申請をしやすくすることを目的に、申請から配分決定までの期間を1か月半程に短期化した。また、これまで1件あたりの申請額に上限は設けられておらず、全学予算との関係により減額査定が起りうる状況となっていたが、申請額に上限を設けることで配分額を均等化し、より多くの研究に配分を可能とすることを目的に、1件あたりの申請額を上限150万円として設定した。</p> <p>2019年度以降、若手教員のスタートアップとしての活用が増えたこともあり、外部資金獲得のための応募・そして採択が増加、2020年度の特別研究申請も増加している。研究活動が継続されることでの研究の水準向上や外部資金獲得の推進に一定の成果をみることができている。ただし、科学研究費補助金（科研費）については採択率が平均値と同程度のため、より採択率を増加させる対策が必要となっている。</p> <p>表：本学特別研究、科研費等応募・採択数</p> <table border="1" data-bbox="363 1373 1477 1632"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021 (7月現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別研究申請</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別研究採択</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>科研費応募</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>科研費採択</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他外部資金応募</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他外部資金採択</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※新規・代表者・採択年度でカウント</p>	年度	2017	2018	2019	2020	2021 (7月現在)	特別研究申請	5	4	3	9	5	特別研究採択	5	3	3	7	5	科研費応募	3	5	11	8	6	科研費採択	1	2	2	2	2	その他外部資金応募	1	4	22	16	10	その他外部資金採択	1	2	9	6	6
年度	2017	2018	2019	2020	2021 (7月現在)																																						
特別研究申請	5	4	3	9	5																																						
特別研究採択	5	3	3	7	5																																						
科研費応募	3	5	11	8	6																																						
科研費採択	1	2	2	2	2																																						
その他外部資金応募	1	4	22	16	10																																						
その他外部資金採択	1	2	9	6	6																																						
自己評価	特別研究費により、デザインの役割や対象領域の拡大を探求する研究や実用性・実践性の高い研究の支援を行い、当該研究を発展させる形で外部資金を活用した研究継続につなげることについては一定の成果が出ている。また、さらなる外部資金での研究継続につなげるため制度の見直しを行い、2021年度分から実行している。今後は科研費をはじめとした外部資金の採択率をあげるため、外部機関のコンサルティングなどをさらに効果的に活用していく。																																										
関連資料	長岡造形大学リポジトリ 大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）																																										

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は新潟県中越地域の長岡市に位置し、公設民営のデザイン専門の単科大学として設立後、2014年に公立大学として新たに歩み始めた。この公立大学法人長岡造形大学の設置に際しては公立大学法人長岡造形大学定款に法人の目的を制定するとともに、建学の理念も従来のものに対し、より地域社会を意識した、「造形を通して真の人間の豊かさを探求し、社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」として設定し、学則においても目的を新たな建学の理念に基づいて定めている。さらに、長岡造形大学学則及び長岡造形大学地域協創センター規程に基づき「教育研究及び地域貢献の視点から地域社会や企業等と協働研究を推進し、新たな価値を創出するとともに、本学の研究成果を広く公表することを目的」として、地域協創センターを設置している。このセンターは、企業やNPO、行政等と連携し実施する共同研究や授業を通して本学の教育研究を社会に還元するための組織であり、学生は共同研究や「地域協創演習」、「ボランティア実習」等の授業に参加することにより、より実践的な学びが可能となっている。また、本学の教育研究内容にかかる生涯学習について、小学生から一般市民までを対象として実施している。</p> <p>具体的な取り組みとして、「地域の様々な課題に取り組む実践的な教育」では、教育目標に則った本学の象徴的な科目となる「地域協創演習」「地域特別プロジェクト演習」について取り上げた。この科目は地域社会や企業と本学学生・教員が協働し造形能力等を活かし、新たな知的価値や地域価値、企業価値を創造することを題材とする科目であり、授業を通じて実際に地域社会や自然と関わり、デザインによる問題解決を学んでいくものである。</p> <p>「長岡芸術工事中の取り組みについて」では、本学学生が大学所在地である新潟県長岡市の中心市街地で展開する、デザイン・アート活動を取り上げている。7年の実施を重ね、学生や卒業生、ゲスト・アーティストや地元の芸術家などが連携した複数のプロジェクトが同時進行するス</p>	<p>タイトルに変化し、一過性のイベントではない実践的な研究になり得ている。</p> <p>「市民工房・こどもものづくり大学校」では、大学の専門施設を利用した市民の生涯学習や文化活動、地域貢献への取り組みを取り上げている。これらの事業は、作品を制作するだけにとどまらず、作品の展示発表会までを実施し、その成果を実感できる取り組みとなっている。こどもものづくり大学校においては、学長が校長となり、本学教員や市民工房の講師が先生として指導している。次代を担うこどもたちに対して、「ものづくり」の喜びを体感し、その喜びを将来につなげて欲しいという思いから事業がスタートした。2012年度には「キッズデザイン賞」を受賞し、この取り組みは国内で高く評価されている。</p> <p>「教育研究と地域貢献の視点で研究成果の還元と新たな価値を創出する「地域協創センター」」では、前述のような「地域協創演習」「地域特別プロジェクト演習」や「ボランティア実習」等の授業をコーディネートする役割も担いながら、地域社会をデザインの実践的な学びの場とするアクティブラーニングに積極的に取り組んでいる。また、地域からの様々な相談・依頼に対して本学教員が研究として受託し課題解決に取り組んでいるデザイン研究開発プロジェクトや、自治体職員や企業人を対象としたデザイン教育の実施、NaDeC 構想の推進における本学の中心を担っている。</p> <p>「基礎的造形力の向上と専門研究の礎とする「基礎造形実習」」は、本学の初年次教育における象徴的授業として挙げたものである。造形の基礎力を養成するための授業であり、その授業運営は、全学科の学生が入り混じる学科間の垣根を越えた人的交流も兼ね、2年次以降の専門研究の基盤ともなり得ている。また、本学への入学を希望する実技未経験の受験生の多くが、この科目が履修できることを受験理由に挙げていることから、この授業への期待度は高い。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	地域の様々な課題に取り組む実践的な教育	45
2	長岡芸術工事中の取り組みについて	46
3	市民工房・こどもものづくり大学校	47
4	教育研究と地域貢献の視点で研究成果の還元と新たな価値を創出する「地域協創センター」	48
5	基礎的造形力の向上と専門研究の礎とする「基礎造形実習」	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地域の様々な課題に取り組む実践的な教育																																								
取組の概要	<p>「造形・表現」としてのデザインと「問題発見・解決プロセス」としてのデザインを体系的に学修するため、実際の地域課題を積極的に取り入れ地域の企業、高等教育機関、自治体、コミュニティ等と連携し、様々な課題に実践的に取り組む演習科目をカリキュラム内に設置している。造形学部は2年生以上の選択必修科目として「地域協創演習」を、大学院造形研究科では必修科目として「地域特別プロジェクト演習（修士課程）」、「特別プロジェクト研究演習（博士（後期）課程）」を開講している。</p>																																								
取組の成果	<p>各演習では、教務委員会の下部組織である「プロジェクト科目幹事会」にて教育効果に照らし、計画内容を確認したうえでプロジェクト化し、実施している。新型コロナウイルス感染症対策下の2019年度以降においても、学生への影響を最小限に抑えながら地域へ出向き、地域、企業と連携する授業実施方法について可能性の枠を大きく広げることができた。また、プロジェクト終了後にはプロジェクト科目幹事会及び教務委員会にて実施状況の振り返りを行うとともに、年度ごとに実施報告書を取りまとめ、学生ポータルサイト等で公開している。プロジェクトによっては、成果に比例して学生のワーク量が増加していることが課題として見え、改善に向けて計画内容の調整を行っていきたい。</p> <p>表：「地域協創演習」、「地域特別プロジェクト演習」のプロジェクト数等の推移</p> <table border="1" data-bbox="363 808 1433 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域協創演習</td> <td>プロジェクト数(件)</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>参加延べ学生数(人)</td> <td>199</td> <td>195</td> <td>132</td> <td>155</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域特別プロジェクト演習</td> <td>プロジェクト数(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加延べ学生数(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>【造形学部】「地域協創演習」で行うプロジェクトの中には、地域の自治体と連携して行うプロジェクトとして2014年度から続く「越後みしま竹あかり街道」がある。これは里山の竹の間伐材を利用し、地域の街道沿いに竹筒を設置し、その中に火を灯し、街を彩るイベントである。学生は竹や光の造形を通して、地域住民と一体となるイベントを体験するとともに、間伐材に関する問題解決に挑戦している。また2019年度実施の「トキタータンプロジェクト」では、新潟県立万代島美術館開催の「タータン展伝統と革新のデザイン」の関連展示として、新潟県の県鳥であるトキと新潟をテーマに、オリジナルタータン（織物柄）をデザインし、布を織り展示した。学生は実際にトキが息する佐渡での見学・調査を経て3種類のタータンを制作した。デザインしたタータンについては関連商品の販売、新潟県内企業が運営する子育て優待カード（約77,000世帯が登録）のデザインに採用された。</p> <p>【大学院造形研究科】2018年度から開講している「地域特別プロジェクト演習」では、2018年度に行った「撰田屋の醸造製品を使ったみたらし団子の開発と販売」として地元の醸造製品や地域資源を使用したイノベーションの創出をテーマに新たな可能性を提案した。地元高校や地域企業と連携し、醸造団子を開発・販売、「第3回NIIGATA ビジネスアイデアコンテスト」でグランプリを受賞した。また、海外にも目を向け、2019年度には「自然共生型産業を目指した farm miel project」にて東南アジアのラオス人民民主共和国で現地の養蜂を持続可能な産業につなげるための取り組みに参画した。さらに、2020年度に開設した「イノベーター育成プログラム（いのプロ）」では、4人の学生が大学院で学修・研究しつつ、地域の企業や団体等と主体的に協働し、地域課題の発見・解決に取り組んでいる。「特別プロジェクト研究演習」では、2020年度から「Arts-Based Research」として芸術制作の実践過程において思考や探究を試みるプロジェクトを継続的に実施している。</p>			年度							2016	2017	2018	2019	2020	地域協創演習	プロジェクト数(件)	12	14	10	13	7	参加延べ学生数(人)	199	195	132	155	128	地域特別プロジェクト演習	プロジェクト数(件)	—	—	1	6	3	参加延べ学生数(人)	—	—	10	16	13
		年度																																							
		2016	2017	2018	2019	2020																																			
地域協創演習	プロジェクト数(件)	12	14	10	13	7																																			
	参加延べ学生数(人)	199	195	132	155	128																																			
地域特別プロジェクト演習	プロジェクト数(件)	—	—	1	6	3																																			
	参加延べ学生数(人)	—	—	10	16	13																																			
自己評価	<p>地域の大学として、地域と協働し課題に取り組むことにより地域の活性化に寄与することができた。また地域住民と関わることにより、学生のコミュニケーション能力の向上にもつながっている。さらに地域貢献のみならず、実際に製品化につながるプロジェクトもあり、社会における「造形・表現」としてのデザインと、「問題発見・解決プロセス」としてのデザインの両面について学修機会を設けることができ、実践的な教育の場に成長してきている。</p>																																								
関連資料	<p>大学ウェブサイト（地域協創センターについて－活動報告） 大学ウェブサイト（シラバス） 大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）</p>																																								

タイトル (No. 2)	長岡芸術工事中の取り組みについて
取組の概要	<p>新潟県長岡市の中心市街地において、地域文化の向上と、自由で豊かな街の空間を生み出すことを目的に、商店街などの協力を得て行っているデザイン・アート活動であり、2015年度から開催している。本学学生や卒業生、教員や外部のゲストアーティストがコラボレートして展示や公開制作、パフォーマンスなどを展開するものである。</p>
取組の成果	<p>「長岡をアートでいっぱいの街にしよう」という思いから、地元のクラブ団体である「長岡悠久ライオンズクラブ」が仲介役となり、本学学生と長岡駅前商店街を引き合わせたことが本取り組みの始まりである。2015年春に「ヤングアートディスプレイ in 大手通」としてスタートし、2017年からは「芸術工事中」という名称に変更。本学と長岡悠久ライオンズクラブが主催、自治体である長岡市が共催という形で実行委員会を組織し、活動を展開してきた。毎年の具体的な企画・運営は学生有志でつくる学生実行委員会が担っている。</p> <p>当初は商店街の飲食店や銀行の一角に絵画や立体作品を並べるといった駅前中心の展示だったが、実施を重ねていく中で、本学学生や卒業生、ゲスト・アーティストや地元の芸術家などが連携した複数のプロジェクトが同時進行するスタイルに変化していった。それは単なる作品展示ではなく、本学学生が商店街のテナントのショーウィンドウに入り込みリアルタイムで公開制作を披露したり、ビルのワンフロアを丸ごと使ったインスタレーション（空間芸術）を展開したりといった先鋭的なものであった。街中の人をアートの世界に巻き込むこととなり、地方都市でのユニークな取り組みはメディアにも多数取り上げられ、長岡の街の活性化に寄与したといえる。</p> <p>昨今、芸術祭やトリエンナーレなど、街や自然の環境を舞台にアートが展示されるイベントがたくさんあり、新潟はその草分けとも言える「大地の芸術祭」の開催地である。本取り組みは、大きな芸術祭には及ばないものの、長岡の街を継続的にフォーカスする中で、「豊かな地域をつくろう」という意識が醸成され、その思いが学生達に脈々と受け継がれている。これは芸術工事中の成果といえる。一過性のイベントではなく、一つ一つのプロジェクト自体が実践的研究であり、学生達はデザインとアートの創造的な力を活動に注ぎ、現在も試行錯誤を繰り返している。</p> <p>7回目を迎えた2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため実施が危ぶまれたが、思索を重ねオンラインという手法を導き出した。学生はカメラを携えて長岡にある7か所のアート拠点を巡りこの様子を日本全国、そして世界に向けて中継したほか、これまでのゲストアーティストを交えたトークイベントを行い、長岡のデザイン・アートの未来を語り合った。本学の海外提携大学とつなぐことにも挑戦し、場所を超えた関係性を構築できた。</p> <p>回を重ねる中で芸術工事中の認知度は高まり、長岡の街中にも徐々にオルタナティブスペース（美術館や画廊と異なる作品発表や活動が可能な展示スペース）が生まれるなど一定の成果は上がっている。一方、アートが長岡の街中に溶け込み、文化として根付くまでには至っておらず、まだまだ活発であるとは言えない。商店街の方や地元のアーティスト等様々な人々の協力を得ながら、地道に活動を実践していくとともに、情報発信やPRにも一層力を入れていきたい。そもそも「芸術工事中」の本質は、デザイン・アート活動を通じてクリエイティブにあふれる環境を作り続けていくことにある。近い将来、デザイン・アートが市民にとってもっと身近なものになり、自発的にアート溢れる地域づくりに関わられるように、活動を継続していく。</p>
自己評価	<p>7回の実施を重ね、アートの拠点が長岡の街中に出来つつある。卒業生や在学生在が街中の空き物件をリノベーションして様々なプロジェクトに活用するなどの動きも生まれている。今後は、卒業生や地元クリエイティブな人々との連携を深め、さらに進化していく必要がある。そして、長岡のデザイン・アート活動の地下茎となるような構造を目指して、自由で柔軟性を持って進んでいきたいと考えている。</p>
関連資料	<p>長岡芸術工事中特設サイト 大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）</p>

タイトル (No. 3)	市民工房・こどもものづくり大学校
取組の概要	<p>市民工房は、地域住民等を対象に、大学の専門施設を利用し、「ものづくり」を基礎から学ぶ工房として開設している。こどもものづくり大学校は、「まなび」と「あそび」の観点からものづくりを通して豊かな感性と想像力を育むことを目的に開設している。いずれも地域貢献の取り組みとして市民の生涯学習・文化活動を支援している。</p>
取組の成果	<p>市民工房</p> <p>ものづくりを通して市民と大学がつながり、大学をより身近に感じてもらう取り組みとして 2010 年度に開講した。カルチャースクールとは一線を画し、大学の建物内にもものづくりの要望に応える充実した設備、機器を備えているのが特徴である。</p> <p>講座は現在大きく分けてガラス・陶芸・漆芸・木工・染織の 5 講座があり、新潟県内で活躍する作家らが講師となり、指導に当たっている。それぞれ受講者の興味と経験に合わせてコースや難易度を選択することができる。例年延べ約 500 人、これまで延べ約 4,400 人が受講した実績がある。</p> <p>また、受講生が制作した作品を一堂に展示する機会を年一回設け、多くの市民の目に触れることで制作の糧につなげている。受講者からは「想像以上にもものづくりの楽しさを経験させてもらった」「長岡市内にこのような施設があり、とても幸せに感じる」といった声が寄せられ、ものづくりの楽しさと創造の喜びを本格的な工房で提供しているという点で成果といえる。</p> <p>一方、市民工房は文化あふれる新潟県の実現を目指して、地域産業の拠点づくり、スペシャリストの育成という目的をもって開設した面もあり、それが実現できているかどうかは時間を掛けて検証する必要がある。</p> <p>こどもものづくり大学校</p> <p>次代を担うこどもたちに「ものづくり」の喜びを体感し、その喜びを将来につなげてほしいという思いで、2010 年度にこども向けの講座の検討を開始し、2011 年度に「こどもものづくり大学校」という名称で講座を開始した。休日の教室・設備等を利用し、絵画や彫刻、ガラスなどさまざまなジャンルの課題に取り組む。小学 3～6 年生を対象とし、毎年 100～150 人程度、これまで約 1,200 人が受講した実績がある。本学教員や市民工房の講師が先生として指導するが、一方的な指導にならないよう、本学学生が「学生スタッフ」として参加し、受講生の傍で声掛けし、サポートに当たるのも特徴である。</p> <p>教育現場では芸術教育、特に美術教育の授業時間が減少している中、学校の授業では味わえないさまざまな取り組みを展開し、受講生からは「小学校で使ったことが無い道具を使えて楽しい」「図工がますます好きになった」、保護者からは「子供の未来につながる取り組みとして素晴らしい」といった感想が寄せられている。2012 年度には「キッズデザイン賞」（子どもや子どもの産み育てに配慮したすべての製品・サービス・空間・活動・研究を対象とする顕彰制度で、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会主催）を受賞し、この取り組みは国内で高く評価され、情操教育の一助を担っているといえる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度は通年講座の募集は中止したが、単発のオンライン（Zoom）講座を企画し、参加した 16 人の小学生がアクリルキーホルダーを作った。一方向の配信にならないよう質疑応答を行いながら双方向性を確保し、今後の講座の組み方を考えるうえでの貴重な機会となった。プロトタイピングルームに設置しているレーザーカッターを使用してアクリルをかたどるシーンの中継も好評を得た。</p>
自己評価	<p>市民工房・こどもものづくり大学校ともに開設から 10 年以上が経過し、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から共に初めて通常募集を中止した。とりわけ市民工房は高齢の受講者が多いこともありオンラインへの切り替えは実現できていない。今後、対面とオンラインの併用といった点も含め講座内容の見直しが求められる時期に入っていると考える。また、こどもものづくり大学校の受講生が成長し本学に入学することがあった。ものづくりの楽しさを味わう体験を提供し、進路の一助を担うことができている。</p>
関連資料	<p>大学ウェブサイト（市民工房）</p> <p>大学ウェブサイト（こどもものづくり大学校）</p> <p>大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）</p>

タイトル (No. 4)	教育研究と地域貢献の視点で研究成果の還元と新たな価値を創出する「地域協創センター」										
取組の概要	地域協創センターは、本学の社会連携ポリシーに基づき、広い領域に関わるデザインの特性と教育研究力を活かして地域社会に新たな価値を創出するとともに、教育研究活動の成果を還元することによって地域に貢献することを目的に活動している。地域社会をデザインの実践的な学びの場とし、企業や自治体・コミュニティ等と協働した課題解決への取り組みを、学生の「社会人基礎力」「構想力」「創造力」を育むアクティブラーニングとして、カリキュラムへの積極的な導入も図っている。										
取組の成果	<p>デザイン研究開発</p> <p>地域からの様々な相談・依頼に対して、本学教員が研究として受託し課題解決に取り組んでいる。単なるデザイン業務の請負ではなく、依頼者へのヒアリングを通して問題の本質を理解し、デザインの専門大学としてより高い価値や新しい価値の創出につながるような提案を目指している。研究については教員が主体として行っているが、内容によっては学生をアシスタントとし、学生が普段学んでいることを社会で実践するアクティブラーニングの場にもなっている。また 2020 年度からは共同研究規程を定め、研究機関、企業などと共通の課題を研究することでより高い成果をあげる取り組みを開始し、3 件の共同研究を行った。年間の相談件数も多く、研究として受託しない事例もあるが、学生への教育効果が高いものについては授業として取り扱うこともある。</p> <p>表：デザイン研究開発プロジェクト数</p> <table border="1" data-bbox="292 880 1401 958"> <thead> <tr> <th>2016 年度</th> <th>2017 年度</th> <th>2018 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 件</td> <td>12 件</td> <td>7 件</td> <td>8 件</td> <td>7 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※契約した年度でカウント</p> <p>自治体職員や企業人を対象としたデザイン教育の実施</p> <p>2016 年度から 3 年に渡り実施したデザインマネジメント研究会では、入会企業等に対し、企業成長やイメージの向上などに寄与する経営資源としてデザインを活用するための講座やワークショップなどを行った。その後、2019 年度からはデザイン思考について企業を対象にした講座を実施しており、事前に企業にヒアリングを行い、その企業にマッチした講座・ワークショップを行っている。また、2020 年度からはデザイン思考体験プログラムとして、一般向けにオンラインでのプログラムも開始している。</p> <p>NaDeC 構想の推進</p> <p>2018 年に長岡市内 3 大学 1 高専（現在は 4 大学 1 高専）が各校の強みを活かし、産業振興、交流促進、人材育成を行う「NaDeC 構想」を長岡市に提案、その構想を推進するため、4 大学 1 高専、長岡市、長岡商工会議所が連携し、様々な事業に取り組んでいる。本学は地域協創センターと地域協創課が中心となり、他校と連携した授業の実施、単位互換協定の締結などを行ってきた。2023 年度には活動の拠点のひとつとなる再開発ビルが中心市街地にオープンする予定であり、そのオープンに向け、本学と長岡市が中心となり、今まで取り組んできた事業の検証、今後の事業計画、企業等の相談に対応するワンストップ窓口の構築などを行っている。</p>	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	12 件	12 件	7 件	8 件	7 件
2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度							
12 件	12 件	7 件	8 件	7 件							
自己評価	<p>地域協創センターを窓口として、地域からの相談に対して、デザイン研究開発や授業で、デザインを通じた教育研究活動の還元、地域貢献を行ってきた。またそれによって、学生が普段学んでいることを実社会で実践する機会も多く創出することができた。相談対応だけでなく企業人などを対象としたデザイン教育を企画し、産業振興にも努めてきた。相談の際にはどこに・どのように相談すればよいかかわからないという声がいまだにあるため、地域協創センターの情報をさらに発信していくとともに、NaDeC 構想でのワンストップ窓口設置の検討を進めていく。</p> <p>地域貢献に関する研究・プロジェクトについては目標の実施数を本法人の年度計画で定め、自己評価を行っている。目標件数を上回っているが、地域の相談から研究などに発展するケースが多く、受け身の状況となっている。今後は産学のマッチングイベントなどを活用し、教員が企業等と接点を持つ機会を創出し、教員から企業等に研究等を提案するような流れを作っていきたい。</p>										
関連資料	大学ウェブサイト（地域協創センターについて） 大学ウェブサイト（法人情報－計画・評価－業務実績報告書）										

タイトル (No.5)	基礎的造形力の向上と専門研究の礎とする「基礎造形実習」
取組の概要	<p>造形力を育むために造形学部共通の初年次教育として「基礎造形実習」を科目設置し、あらゆる造形活動の基礎となる「観る」「描く」「創る」を、デッサンや色彩構成、立体構成などの実習により修学している。前期では全学科、後期では各学科の特性に応じた基礎的造形力を身につけるとともに、2年次以降の専門領域における研究に対して、造形力修得の下支えとなっている。</p>
取組の成果	<p>この授業は、造形の基礎力養成と造形学習における知識や作法の修得を目指し、開学時(2学科)より科目名称は異なるが各学科において、デザインの専門大学として「思い」を形にする伝達技術としての表現方法を獲得すること」を目的として続けられている。2005年度からの3学科体制時でも継続され、2009年度での4学科体制への学科再編時のカリキュラム更新では全学科における基礎造形力の素養を向上するため同一の授業運営となり、2014年度から現在に至るまで、前期は全学科同一授業(5科目:描写・造形・素材材・デザイン・複合造形)、後期は各学科の特性による基礎造形力の修得とする授業(4科目:描写・造形・素材材・デザイン)となっている。授業は原則として午前(1・2限)、1週間で1課題を実施しており、社会人基礎力にかかる生活習慣やスケジュール管理を身に付けることに貢献し、制作だけでなく発表なども行うことでプレゼンテーション能力の向上も図っている。</p> <p>前期の全学科同一授業で特筆することは、4学科全ての学生が学科の分け隔てなく一堂に会して課題を制作することである。これにより他学科の学生と交わる機会を持ち、その後の学生生活においても良好な影響を与えている。また、本学専任教員のほぼ全員が可能な限り指導に当たることから、学生は多くの専任教員と接する機会を得ることができ、専門領域を超えた教員とのコミュニケーションがとりやすい環境が作られて、学生個人への細やかな生活指導や境界的な領域を志向する学生などへの対応に繋がっていると考えられる。</p> <p>また、幅広い分野の学科により構成されている造形学部においては、入学試験にデッサンなどの実技試験を必須とはしていない。そのため、同分野の他大学と比べると、実技未経験率も高い傾向にあると分析している。本学の入学者における実技経験者の割合は、近年こそ増加しているが、未経験者においてはこの授業があることで入学希望に至るケースも多く見受けられる。</p> <p>授業においては、科目としての授業評価アンケートとは別に、課題毎に授業終了後満足度等をアンケートで調査しており、なだらかに上昇していることが確認できる。結果は学部長・教務部長・各学科長および授業担当教員へ報告され、次年度への授業運営や、内容の更新に使用されている。また、履修者へは学生ポータルサイトを通じ公表されている。</p> <div data-bbox="917 969 1489 1552" style="text-align: right;"> <p>図：基礎造形実習アンケート結果</p> </div>
自己評価	<p>「基礎造形実習」は2014年度より現状のような形で運営され、今年度で9年目を迎えた本学の特色のある科目の一つとして定着している。実技未経験者の造形力向上だけでなく、学生・教員共に学科間の垣根を越えた横のつながりができ、本学の規模に相応しい人間関係が構築されている。そして、2年次以降の専門教育へのベースにもなっている。また、入学を希望する受験生の多くが、この科目が履修できることを理由に挙げていることから、本学の特色ある教育として位置づけられる。</p> <p>しかし、実技経験者は、更に高度な知識の修得を望むこともあり、今後は高度な知識修得を目指す学生への対応も必要だと考えており、次回カリキュラム編成時には、学生の学びに対する意識を踏まえた上で授業運営を考えていかなければならない。</p>
関連資料	<p>大学ウェブサイト (シラバス) 大学ウェブサイト (造形学部の特徴) 大学ウェブサイト (法人情報・計画・評価・業務実績報告書)</p>

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2022年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
大学の名称		長岡造形大学											
学校本部の所在地		新潟県長岡市千秋4丁目197番地											
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地						備考				
	造形学部プロダクトデザイン学科(昼間)	1994年4月1日	新潟県長岡市千秋4丁目197番地										
	造形学部視覚デザイン学科(昼間)	2005年4月1日	同上										
	造形学部美術・工芸学科(昼間)	2009年4月1日	同上										
	造形学部建築・環境デザイン学科(昼間)	1994年4月1日	同上										
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考			
	造形研究科造形専攻(修士課程)	1998年4月1日	新潟県長岡市千秋4丁目197番地										
		造形研究科造形専攻(博士(後期)課程)	2001年4月1日	同上									
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考			
	—	—	—	—									
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地						備考				
—	—	—	—										
学生募集停止中の学部・研究科等													
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		造形学部プロダクトデザイン学科	6人	3人	0人	0人	9人	5人	3人	0人	10人		17人
		造形学部視覚デザイン学科	8人	7人	0人	1人	16人	8人	4人	0人	48人		31.8人
		造形学部美術・工芸学科	4人	4人	0人	1人	9人	5人	3人	0人	44人		18人
		造形学部建築・環境デザイン学科	6人	6人	0人	1人	13人	6人	3人	0人	27人		17.7人
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	13人	7人	—	—	—		
	計	24人	20人	0人	3人	47人	37人	20人	0人	129人	22.4人		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考	
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数				基準数計
造形研究科造形専攻(修士課程)		41人	22人	7人	48人	5人	4人	3人	8人	0人	14人		
造形研究科造形専攻(博士(後期)課程)		6人	5人	11人	17人	5人	4人	3人	8人	0人	0人		
計	47人	27人	18人	65人	10人	8人	6人	16人	0人	14人			
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員							助手	非常勤教員	備考		
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数				うちみなし教員数	
	—	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人	
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考						
	校舎敷地面積	—	99,865 m ²	0 m ²	0 m ²	99,865 m ²							
	運動場用地	—	11,328 m ²	0 m ²	0 m ²	11,328 m ²							
	校地面積計	9,200 m ²	111,193 m ²	0 m ²	0 m ²	111,193 m ²							
	その他	—	9,264 m ²	0 m ²	0 m ²	9,264 m ²							
校舎等施設	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考						
	校舎面積計	8,875 m ²	23,256 m ²	0 m ²	0 m ²	23,256 m ²							
	学部・研究科等の名称	室数											
	造形学部・大学院研究科	54室											
	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設							
教室等施設	7室	9室	69室	0室	0室								

設備等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数	
	附属図書館	993 m ²	110 席	
	図書館等の名称	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]
	附属図書館	78,403 [15,050] 冊	249 [58] 種	0 [0] 種
		[]	[]	[]
		[]	[]	[]
	計	78,403 [15,050]]	249 [58]	0 [0]
	体育館	面積		
	NIDホール	798	m ²	

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数）」」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(2022年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
造形学部	プロダクトデザイン学科	志願者数	190	185	200	183	157	110%	
		合格者数	40	41	42	41	41		
		入学者数	38	39	40	38	38		
		入学定員	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率	109%	111%	114%	109%	109%		
		在籍学生数	167	162	159	152	153		
		収容定員	140	140	140	140	140		
	収容定員充足率	119%	116%	114%	109%	109%			
	視覚デザイン学科	志願者数	509	542	664	696	620	111%	
		合格者数	131	137	130	131	136		
		入学者数	122	121	118	124	125		
		入学定員	110	110	110	110	110		
		入学定員充足率	111%	110%	107%	113%	114%		
		在籍学生数	493	495	489	500	509		
		収容定員	440	440	440	440	440		
	収容定員充足率	112%	113%	111%	114%	116%			
	美術・工芸学科	志願者数	179	162	124	140	132	112%	
		合格者数	40	40	42	42	39		
		入学者数	38	38	42	39	39		
		入学定員	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率	109%	109%	120%	111%	111%		
在籍学生数		161	158	159	162	162			
収容定員		140	140	140	140	140			
収容定員充足率	115%	113%	114%	116%	116%				
建築・環境デザイン学科	志願者数	212	281	301	258	243	111%		
	合格者数	62	59	61	59	58			
	入学者数	56	56	58	55	52			
	入学定員	50	50	50	50	50			
	入学定員充足率	112%	112%	116%	110%	104%			
	在籍学生数	227	220	226	225	231			
	収容定員	200	200	200	200	200			
収容定員充足率	114%	110%	113%	113%	116%				
学部合計	志願者数	1,090	1,170	1,289	1,277	1,152	111%		
	合格者数	273	277	275	273	274			
	入学者数	254	254	258	256	254			
	入学定員	230	230	230	230	230			
	入学定員充足率	110%	110%	112%	111%	110%			
	在籍学生数	1,048	1,035	1,033	1,039	1,055			
	収容定員	920	920	920	920	920			
	収容定員充足率	114%	113%	112%	113%	115%			

研究科名	専攻名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
造形研究科	造形専攻(修士課程)	志願者数	12	21	15	23	18	88%	
		合格者数	11	18	11	19	13		
		入学者数	11	15	11	17	12		
		入学定員	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率	73%	100%	73%	113%	80%		
		在籍学生数	22	24	27	32	32		
		収容定員	30	30	30	30	30		
	収容定員充足率	73%	80%	90%	107%	107%			
	(造形専攻(博士課程))	志願者数	2	0	4	1	5	53%	
		合格者数	1	0	3	1	3		
		入学者数	1	0	3	1	3		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	33%	0%	100%	33%	100%		
		在籍学生数	2	2	4	5	8		
収容定員		9	9	9	9	9			
収容定員充足率	22%	22%	44%	56%	89%				
研究科合計	志願者数	14	21	19	24	23	82%		
	合格者数	12	18	14	20	16			
	入学者数	12	15	14	18	15			
	入学定員	18	18	18	18	18			
	入学定員充足率	67%	83%	78%	100%	83%			
	在籍学生数	24	26	31	37	40			
	収容定員	39	39	39	39	39			
	収容定員充足率	62%	67%	79%	95%	103%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
	入学定員(4年次)							
	××学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
入学者数(4年次)								
入学定員(4年次)								
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。